

経済と経営 25-3 (1994. 12)

〈論文〉

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,
「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 III 章)
第 X 章 (IV——A, 1) —— 5))

鈴木 秀 勇

1) a) 本稿・前出・III-D, 1) - 8) に見たとおり, ア) 「カマン-ウェル
ルス」・「国家」の——〈存続〉における——「設立」のために不可欠な「自然
が定めている法」の・一つは,

イ) i) 「国家」の「市民」となるべき「各人」の・「契約」をくまたざる・
二つの〈行動〉——再言して, 〈相互〉の「和解」という〈行動〉, それに基
づく「相互援助」ないし〈相互〉の「支援」の〈行動〉, ——を,

ii) 保証し・生み出す〈行動〉, すなわち, 与えられた「支援」にたいする
「感恩」に発する「報恩」の〈行動〉を,

iii) 「命令」するものであった。

ウ) そして, そのさいに知られた事柄は,

i) この「法」の中核をなす概念が, 'Grace'/'grātia' (「支援」, 等) のそ
れである, ということであり,

ii) また, この「法」にかんする・EoL の論述に用いられている 'charity'
なる語は, 「支援」と等しく「支持」を意味する, ということであり,

iii) さらに, 'charity' の語の源である 'chāritās' ([クハアリティァース],
ないし, 'cāritās' ([カアリティァース])) なる語は, 「古ギリシャ語」・'χάρις'

([クハアリス]. sg ; pl. 'χαριτες' ([クハアリイテス]) に由来し、前出の「古典ラテン語」・'grātia' と〈語意を同じくする〉ものである、ということであった。

b) しかしながら、ア) 「支援」・「支持」の〈行動〉が、人間の《内面》にある・〈いかなる〉「原動力」から発するか、については、

イ) 連繫四著作のうち、i) EoL, Lev・E は、それを、「好意」から、と規定し、

ii) DC・L は、「報恩」にたいする「信頼」から、とし、

iii) Lev・L は、〈ななら〉規定して〈いない〉のであった。

ウ) この・規定の《不統一》は、四著作が、i) 「国家」の——〈存続〉における——「設立」を《決定》する・「支援」・「支持」の〈行動〉にかんする「命令」たる・上記の「法」の提示にあたって、

ii) ただ、この「法」にたいする「違反」である・「報恩」の〈無視〉・「忘恩」が、「自然のままの・身の上」・「各人が各人に敵対する戦争」の〈継続〉を結果せしめる、とするにとどまり、

iii) 「支援」・「支持」の〈行動〉そのものの「原動力」にかんする〈考察〉には、意を用いなかったことを、物語るものである。

c) したがって、EoL が、ア) 前掲の「自然が定めている法」にひきつづいて、「第一部」・「第十六章」・「第八節」で、新たに下掲・d) の「法」を付加し、他の三著作もまた、これに倣っているのは、

イ) 連繫四著作が、i) 上記・b), ウ), iii) の・「支援」の〈行動〉の「原動力」にかんする〈考察〉を、あらためて施し、

ii) すなわち、上記の「原動力」たるべき・ある「情念」の《抱懐》そのものを〈命令〉する・新たな「法」を提示する〈必要〉に迫られたことによる、と解するほかは、ない。

ウ) そして、かかる理解を裏書きするものは、

i) 一つには、EoLが提示している・新たな「自然が定めている法」・命令の〈前半〉が、先行する「法」・命令と《同一》であること、であり、

ii) 二つには、α) 新たな「法」・命令の〈後半〉の「原動力」として挙げられている・当の「情念」とは、

β) —— 先行する「法」の中核概念たる 'gr̄atia' と〈等義〉の—'charity'「なのである」、と明言されていること、—— これである。

d) すなわち、EoLは、上記箇所、こう述べている。

「第八節。つぎの事柄もまた、自然が定めている・一つの法である。すなわち、各人ハ、互イニ助力ヲ与エ合エ (*do help*)。スナワチ、互イノ身ノ上ニ心ヲ配リ合ウヨウニ (*to accommodate each other*) 努力セヨ。タダシ、ソレハ、自ラノ身柄ニ危険ガ生ジナイ限りデ、ノコトデアリ、マタ、ワガ身ヲ保全シ防衛スルタメニ自分ガ用イル手段ガ失ワレナイ限りデ、ノコトデアル。上記の事柄が法であることの理由は、戦争と孤立との諸原因を生じさせる情念(*passions*)とは、私たちに、わが身の上だけに心を配ろう (*to accomodate ourselves*) と努めさせ、他人の身をできる限り後回しにしようとする努めさせる情念であるところからすれば、帰結するのは、互いの身の上に心を配り合うように私たちに努めさせる・高邁な情念 (*that passion by which we strive mutually to accommodate each other*) が、平和の原因であらざるをえない、というところにある。そして、この情念が、[本・EoL] 第九章・第十七節で定義した・他人を援助し後押ししたいという欲求 (*charity*) なのである」¹⁾。

2) しかし、まず、示されるべきは、上掲中に見える 'accommodate' の語—— Lev・E に再現する —— を、「心を配る」、と解し、したがって、'accommodate ourselves' を、「わが身の上だけに心を配る」；'accommodate each other' を、「互いの身の上に心を配り合う」、と解した〈根拠〉は、〈なにか〉、

1) EoL, p. 85

である。

なぜなら、上掲の「法」の《精神》は、かく解された・上記の文言に、あるからである。

a) ア) 「イングランド語」の「動詞」・‘accommodate’は、「古典ラテン語」の「動詞」‘accommodâre’ ([アッコオモオダァーアレェ]) に、由来するが、

イ) ‘accommodâre’は、「形容詞」・‘accómmodus’ ([m.]. sg. Nom., [アッコオモドゥス]) の「語根」・‘accommod-’に、「動詞」・「不定詞」形・「語尾」・‘-âre’が付されたものであり、

ウ) そして、‘accómmodus’は、「前置詞」・‘ad’ ([アド]) を「前綴」とし、「形容詞」・‘cómmodus’ ([コオムモドゥス]) を「語幹」とする「合形成容詞」であるが、

エ) さらに、‘cómmodus’は、「前置詞」・‘cum’ ([クウム]) に発する「前綴」・‘con-’と「名詞」・‘móduš’ ([モオドゥス]) とから、合成されたものである。

b) ア) 「名詞」・‘móduš’は、「古ギリシャ語」の「名詞」・‘μῆδος’ ([メーエドオス]。「勸告」；「計画」；「方策」；「考案」) に、由来するものであって、

イ) ‘móduš’が、「動詞」・‘meditári’ ([メエディタァーリィー]。「熟考する」；「備える」) の類縁語であるのは、この由来に基づく。

c) なぜなら、‘meditári’は、ア) 前掲の‘μῆδος’に対応する「動詞」・‘μέδεσθαι’ ([メエデェストハアイ]。「熟考する」；「心する」；「備える」) 、

イ) および、‘μῆδεσθαι’ ([メーデェストハアイ]。「心する」；「意図する」；「決心する」；「企てる」；「^(たくら)企む」；「発明する」) に、相当するからである。

d) 上掲の諸「動詞」の語形中の‘me-’、‘με-’、‘μη-’は、IE (「印欧語族基語」) の (ローマ文字で表記して) ‘mê-’、‘med-’ (「測る」；「(心で) 秤量する」；「熟考する」) に、源をもつものである。

e) 因みに, ア) 「古ギリシャ語」の「動詞」・*μετρέειν* ([メエトレエーエイン]。「測る」), 「名詞」・*μέτρον* ([メエトロオン]。「尺度」), 「古典ラテン語」の「動詞」・*mētāri*, ([メエータァーリィー]。「測る」) は, 上掲・IE の 'mê-', 'med-' の〈二様〉の語意のうち, 〈前者〉の語義を継承したものであり,

イ) また, 「古典ラテン語」の「動詞」・*mētīri* ([メエーティィーリィー]。「測る」; 「秤量する」) は,

i) 一面で, IE の 'māti-h' (「尺度」) に由来するが,

ii) しかし, 他面では, α) 「古ギリシャ語」の「名詞」・*μητις* ([メエーエティス]。「助言する能力」; 「助言」, 「勸告」; 「賢知」; 「計画」, 「企画」) につらなる語意を有し,

iii) それゆえ, 前掲・IE の 'mê-', 'med-' の〈二様〉の語義を, 継受したものである。

f) そこで, ア) 前出・b), ア) の・*μηδος* の語は, 挙示した語義を合して言えば, 「方式」を, 表示しているのであって,

イ) 「古典ラテン語」・*mōdus* の語意が,

i) 「尺度」(α) 「度・量・衡」; β) 「限度」; γ) 「規定」, 「規則」のほかに,

ii) 「方式」, 「仕方」; 「様式」; 「手段」; 「情況」であるのは,

iii) '*mōdus*' が '*μηδος*' に由来することの傍証の・一つである。

g) したがって, ア) 前出・a), ウ), エ) の「形容詞」・*cōmmodus* は, — '*mōdus*' (「方式」) を, 'con-' (「共にする」) ところの —, を〈原義〉とし,

イ) それゆえ, — なにらかの「方式」・「仕方」・「情況」にたいし, 「人」ないし「物」が, 「相合する」こと — を, 表示するものであり,

ウ) このところから, '*cōmmodus*' は,

i) 「(尺度, 関係, 目的, 情況に) 適合した」, 「適切な」, 「好適な」, 「好

都合な」, 「順応した」;

ii) 「快適な」, 「好ましい」, 「快い」;

iii) 「適応性のある」; 「適正な」, 「控え目な」;

iv) 「人付き合いのよい」, 「愛想のよい」, 「魅力のある」;

v) 「察しのよい」, 「思いやりのある」, 「温情ある」; 等の語義を, 有したのである。——

h) ところで, ア) 後出のように, DC・L は, i) α) EoL が, 「各人ハ, 互イニ助け合エ。スナワチ, 互イノ身ノ上ニ心ヲ配り合ウヨウニ努力セヨ。……」として示す「自然が定めている法に相当する自然が下している・第四の命令」を,

「各人ハ, 己レ以外ノ人間ノ身ノ上ニ *cómmodus* デアルコトヲ (*cóeteris cómmodum* [ésse] [カァエ テェリィース・コォム モォドウム・[・エツセ]), 証シシナケレバナラナイ」と告げるさいの論述にあつて,

β) キィケェロォが, '*cómmodus*' の語を, '*inhūmānus*' ([インフウマァーヌウス]) の語に, 「対置」させている, と述べて, キィケェロォの・この見解を重視しているのである²⁾。

イ) '*inhūmānus*' は, '*hūmānus*' ([フウマァーヌウス]) に, 「否定」を

2) DC・L W, p. 112 ; DC・LO, pp. 186–187

なお, Lev・E は, 「この法を遵奉する人間は, 仲間ヲツクルコトガデキル人間 (SOCIABLE) と呼ばれることが, できる。(ラテン人は, こうした人間を, *Cómmodi* ([コォムモォディー]。「他人ノ身ノ上ニ心ヲ配ル人間」と呼んでいる。これとは反対の人間は, 強情デ・我意ヲ張ル人間, (*Stubborn*), 仲間ヲツクレナイ人間 (*Insociable*), 私心ニ固執シテ片意地ナ人間 (*Froward*), 頑固一徹・手ニ負エヌ人間 (*Intractable*) と呼ばれることができる」, としているが (Lev・E, pp. 209–210),

Lev・L には, Lev・E の・上掲の文言に対応する叙述は, 見られない。(Lev・L, p. 117)。

また, Lev・E の・上記の用語は, 本稿・後出・3), a) —— c) に見るとおり, キィケェロォの用語にしたがうもの, と見るべきである。

表示する「前綴」・‘in’が付されて、合成された語であり、 i) ‘hūmānus’の語意は、 α) 「人類」の；「人類に属する」；「人類を含むところの」；

β) (「神」・「獣」にたいして)「人間の」；

γ) 「人間にふさわしい」(「条件」について)；

δ) 「人間に固有の」(「行動」について)；

ε) (「粗野」ならぬ)「洗練された」；

ς) 「思いやりのある」，「察しのよい」；

η) 「人間の尊厳にかなった」；——であり，

ii) これにたいし，‘inhūmānus’の語義は， α) 「洗練されていない」，「粗野な」；

β) 「冷酷な」，「無情の」，「惨忍な」；

γ) (「人間ならぬ」)「超人の」，「神の如き」；——であった。

ウ) それゆえ，‘inhūmānus’に「対置」されている‘cōmmodus’の語は，上記の‘hūmānus’と，〈同義〉でなくては，ならない。

3) a) ア) キイケエロオが，DC・Lの言う・この「対置」を行っているのは，

i) 『ガ [アーユウス・] ウェッルレースにたいする告発状・第二の第二編』・最終・「百九十二」・「第七十八章」と，

ii) 『……告発状・第二の第三編』・「二十三」・「第九章」とにおいて，であるが，

イ) しかし，‘cōmmodus’の〈真実の意味〉を知る手掛りを提供してくれるものは，『ラァエリュウス。友情について』・「五十四」—「六十一」・「第十五章」—「第十七章」，である。

b) そこで，順次に，上記の箇所の論述を見ていけば。

ア) まず， i) ガアーユウス・コオルネエーリュウス (Cāius Cornēlius, 添え名を，ウェッルレース (Vérrēs))は，夙に悪業を以って鳴り，とりわけて駐在スイキイリイア (シチイリイア) ローマ総督当時，民衆にたいして

苛斂誅求，強奪，掠奪，その他の罪を犯し，前・70年に，スイキイリリアの民衆のために立ったキイケエロオにより，ローマで告発された。

ii) ウェッルレースの罪業は，キイケエロオの『ガ[アーユウス]ウェッルレースにたいする告発状・第一』(“In C. Verrēm Āctio prīma.” ([イン・ガ[アーユウム] ウェッルレース・アークツィオ・プリィーイマア]), および，『ガ[アーユウス] ウェッルレースにたいする告発状・第二の第一編』から最終・『第五編』まで (“Āctiōnis sēcundae In C. Verrēm Līber prīmus.” ([アークツィオーオニス・セクウンダエ・イン・ガ[アーユウム] ウェッルレース・リィベェル・プリィーイムウス]) ~“… Līber quīntus.” ([… リィベェル・クゥイントゥス])) に，列挙されているところである。

c) さて，ア) 『…告発状・第二の第二編』の最終部分・「百九十二」・「第七十八章」で，キイケエロオは，自らの・学問上の友人でもあり，同時代の・傑出した弁論家でもあって，かつ，この裁判が行われた当時，執政官として政治権力上の・至高の座にありながら，しかし，ウェッルレースにたいする・ある恩義のしがらみによってこれの弁護に立たざるをえなかったホオルテェーンシュウス (Quīntus Hortēnsius [クゥイントゥス・ホオルテェーンシュウス])。添え名を，ホオルタルウス (Hórtalus) に向かって，かく，断言するのである。

「だがしかし，ホオルテェーンシュウスたりとも，施す術^(すべ)あり，とするであらうか。貪^(とん)欲の罪が，欲望の抑制にたいする賞讃の辞によって，赦免されるものであらうか。なにせよ，弁護する相手は，満身汚辱にまみれ・強欲きわまりなき・最低の碌でなしである。ホオルテェーンシュウスとても，此^(こ)奴^(やつ)の有能を弁じて，卿ら・陪審員諸氏の魂を，此^(こ)奴^(やつ)の汚名と碌碌とから脱せしめ，相反する側に転じせしめうるであらうか。なにせよ，此^(こ)奴^(やつ)以上に，無為なる人間，懦弱なる人間，婦人の間にあつて初めて危く男子たり，男子の間にあつては恥づべき女^(あま)なる人間を，挙げることは，不可能である。人，あ

るいは言うかも知れぬ。此奴は、他人の身の上に心を配る生き方を (*mōrēs cōmmodī* [モオーレース・コオムモオディー]) ないしおる、と。されど、此奴以上に、強情にして・我意を張る者 (*contumāciōr* [コントウマァーキョオル]) が、いずこにおり、此奴以上に、冷酷・かつ無慈悲なる者 (*inhūmāniōr* [インフウマァーニョオル])、傲慢・倨傲なる者 (*supērbior* [スウペエルビョオル]) が、いずこにいるというのであるか。人あって、言うかも知れぬ。しかるとも、かかることは、なんびとにとりても禍となるものならず、と。されど、かつて、此奴以上に、粗暴・酷薄なる者 (*ācerbiōr* [アケエルビョオル])、危険・危害をふりまく者 (*insidiōsiōr* [インスイディオースョオル])、狂暴・残忍な者が (*crūdēliōr* [クルウーデェリョオル]) が、いたであろうか。かかる人間、そして、かかる類いの訴因の場合に、クラァッスゥス、アントォーニウス³⁾ の如き・傑出せる弁論家が総がかりで弁護にあたるとも、施す術があるであろうか。ホオルテェーンシュウスよ、余が思うに、つぎの一言を以ってすれば、足りる。かかる・傑出せる弁論家たちが、この訴訟の弁護を引き受けることは、ありえなかったのであり、弁護依頼人の厚顔無恥によりわが身の名声の失墜するを、放置することは、ありえなかったのである、と⁴⁾。——

3) クラァッスゥス (*Crāssus*) は、リィキィニウス (*Licīnius*) 氏族の家族名の一つ。キィケェロオが言うのは、この家門の出身で最も有名な者のひとり・傑出した弁論家・ルウーキュウス・リィキィニウス・クラァッスゥス (*Lūcius Licīnius Crāssus*) のことである。

アントォーニウス (*Antōnius*) も、氏族名。貴人の家系と平民の家系とに、分岐。後者出身の有名人の筆頭が、マァーアルクゥス・アントォーニウス (*Mārcus Antōnius*, 144 B. C.—88 B. C.)。添え名を、'Ōrātor' ([オーラァートオル]。「弁論家」) であり、クラァッスゥスとともに、キィケェロオによって、往時のローマの・最も卓越した弁論家と称された。

4) Cicerro : "Āctiōnis Sēcundae In C. Vērrēm Līber Sēcundus." 192. LXXVIII. The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), Harvard U-P, London, William Heinemann. 1978. Vol. I. p. 498

イ) 上掲によって見るとおり、キイクエロオが、
少なくとも、この箇所では、—— ‘inhūmānus’ (‘inhūmānior’ は、「比較級」
形) の語を、

i) α) それの表示内容が、「強情に我意を張る」(cōntumāx [コォントウ
マァークス]), 「傲慢・倨傲である」(sūperbus [スウペェルブウス]) ことと
〈一連〉のもの、

β) すなわち、人間の・〈自らの関心を自己のみに集中せしめる〉性格を表
わすものとし、

γ) したがって、《他人の身の上には、無関心》であるという意味にあって
「冷酷・無慈悲」の語義で、

ii) また、「粗暴・酷薄な」、「危険・危害をふりまく」、「狂暴・残忍な」気
質と〈相接する〉という意味においても、「冷酷・無慈悲」の語義で、——
用いていることは、

まぎれもないところである。

ウ) このところからすれば、i) キイクエロオが、その・‘inhūmānus’ の
語に「対置」せしめていることが上掲から明らかな・‘mōres cōmmodi’ なる
語について、

ii) —— 例えば、Georges, Karl Ernst : „Ausführliches Lateinisch-
Deutsches Handwörterbuch.“ は、本稿・前出・2), g), ウ) のように、
‘cōmmodus’ の語義を、二つに大別して、

I) 「(度合・関係・目的・情況に) 適合した／適切な」,

および、II) 「自分を、他人に順応させるところの」、「順応性のある」;
「控え目な」、「程を得た」、「感じのよい」、「人当りのよい」、「付き合いのよい」,
「愛想のよい」; 「温情ある」、「察しのよい」、「思いやりのある」、とし、

iii) 後者・II) の用例の一つに、キイクエロオの・上掲・‘mōres cōmmodi’
を挙げている⁵⁾けれども、——

iv) しかし、上掲の文脈からすれば、この二語は、II) の語義より深く、

《他人の身の上に、心を配る生き方》を表示するものであり、

エ) したがって、「形容詞」・‘cōmmodi’は、「他人の身の上に、心を配るところの」、の意に解すべきである、としなくてはならない。

d) つぎに、ア) ウェッルレースの部下で、「十分の一税徴収隊」の隊長であり、ウェッルレースの「共犯者」であった人物に、クウイントゥス・アプロォーニウス (Quintus Aprōnius) なる者があり、これも、キイケェロォが告発の弁論をふるった法廷に、姿を見せていた。

イ) キイケェロォは、前掲・『…告発状・第二の第三編』・「二十三」・「第九章」にあつて、ウェッルレースとアプロォーニウスとが、いかに腐臭・汚泥の・悪の盟友であったかを、こう述べている。

「陪審員諸氏よ、…卿らは、ウェッルレースの・不正にして汚濁にまみれたる・生き方 (mōrēs [モォーレース]) を、ご承知である。相成るべくんば、卿らの脳裡に想い描かれない。恥づべき醜行ことごとくに向かう・極悪非道にして放埒な渴望にあつて、万事にわたりウェッルレースに匹敵しううる・ある人物を。その人物とは、その者の生きてあることが発する悪臭によってのみならず、身体が発する悪臭と口腔が発する悪臭とによって、身自らが示しおるごとく、いうなれば、ありとあらゆる罪と悪業との・底知れぬ泥沼であり深淵たる・かの・悪名高きアプロォーニウスその人でなければならぬ。ウェッルレースは、この者を、あらゆる汚辱の行いにあたり頭目たらしめ、この者を、聖なる神殿の蹂躪において、また、汚濁の^(うたげ)宴において、頭目たらしめたのである。両名の生き方の相似たるが、互いの気性と気心との通じ合いを強めたるため、アプロォーニウスは、他の人々からは、

5) „Ausführliches Lateinisch-deutsches Handwörterbuch. Aus den Quellen zusammengetragen …, ausgearbeitet von Karl Ernst Georges. Unveränderter Nachdruck der 8ten … Auflage, von Heinrich Georges.“ Bd. 1. Hannover, Hahnsche Buchhandlung. 1983. Kol. 1318–1319

粗笨なる野人 (inhūmānus) にして・無教養なる者 (bārbarus [バアルバルウス]) と目されたるも、ひとりウェッルレースからは、人当りよき者 (cōmmodus), 弁舌巧みなる者 (dísertus [ディセェルトウス]) と評されるに至り、また、万人は、アプロォーニュウスを憎み、その姿を目にすることすら欲せざるに、ウェッルレースは、アプロォーニュウスなくしてはおられぬまでとなり、しかして、他の人々は、アプロォーニュウスが顔を見する宴会には、断じて出席せざるも、ウェッルレースは、アプロォーニュウスが口にあてたる酒杯を自らも用いるほどであり、最後に、アプロォーニュウスの口臭と体臭とは、堪えがたき程に嫌悪すべきものにして、世人の言にては、野獣すら断じて帯びえざる悪臭なるも、ひとりウェッルレースにとりては、甘美なる (suāvis [スウァーアウイス])・快き (iūcundus [ユークウンドウス]) 香りと感じられるまでに、立ち至ったのである⁶⁾。——

ウ) 上掲の弁論にあっては、i) 'dísertus'・「弁舌巧みなる」という・「教養」を示す語に「対置」されて・「無教養なる者」の意で用いられた 'inhūmānus' という語は、それゆえ、「粗笨なる野人」を表示するもの、とする以外には、なく、

ii) したがって、この語に「対置」されている 'cōmmodus' なる語は、「人当りよき者」の意にとどまる、と解するほかは、ない。

e) 最後に、『ラァエリュウス。友情について』 (“Lāelius dē amicitiā.” [ラァエリュウス・デェー・アミーキイツィアー]) は、キイケェロォが、大スキィーピィオ (Pūblius Cornēlius Scīpio Āfricānus māior, 237/234 B. C.—183 B. C.) の「友人」であり「同僚」であったガァーユウス・ラァエリュウス (Cāius Lāelius) の・同名の子息 (186 B. C.—?) と、および、いずれも

6) Cícero : “Āctiōnis Sécundae In C. Verrēm Līber Tértius.” 23. IX. The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), Harvard U-P., London, William Heinemann. 1976. Vol. II. p. 26

これの女婿であったクウイントゥス・ムウーキュウス (Quíntus Múcius. 添え名を、スカエウォラァ (Scáevola)。傑出した法学者。烏ト官、法務官(執政官代行)。のち、小アジア総督、執政官) と、ガアーユウス・ファンニユウス・ストラァボォ (Cáius Fánnius Strábo. ローマ史家、護民官) と、この三人を対談者として登場せしめ、祖・ラァエリュウスとそれの「友人」スキイーピオとの「友情」を主題として構成した対話篇である。

この対話篇の・まず、「五十四」／「五十五」・「第十五章」で、キイクェロォは、ラァエリュウス (子息) に、つぎのように語らしめている。

「それにしても、タアルクウイニユウス・スウペェルブウス (Tarquínus Súperbus. エトルウーリア [トオスカァナァ] の古都であり・十二共和国の一つであったタアルクウイニイー (Tarquínii) の名家の出身の一人。Súperbus・「傲慢な」は、添え名) が、あの・他人を見下す傲慢 (súperbia [スウペェルビア]) と、他人にたいする思いやりのなさ (importúntās [イムポォルトウーニィタァース]) との性格をもってして、たとえどのような友人にもせよ、なお友人をもち得たとすれば、私は、我ながら仰天すること、と思う。総じて言えば、一方では、私が名を挙げたタアルクウイニユウスにあっては、生き方 (mōrēs. 「性格」) が、本当の友人を得ることを不可能ならしめたのにたいし、他方では、強大な権勢を誇る・多くの人々の場合、資産が、誠実な友人を遠ざけてしまうのである (exclúdent amicitias fidélis [エクスクルウードゥント・アミィーキィツィァース・フィデューリィース])。というのは、好運は、自らが盲目であるのみならず、好運が与えたものに包み込まれた者たちの大半をも盲目にしてしまうからであり、それゆえ、これらの者の十中八、九は、他人にたいする傲岸 (fāstídium [ファースティーディウム]) と強情な我意 (contumácia [コォントゥマァーキィア]) とに禍いされて、頭が高く思い上がる (éfferntur [エッフェルゥントゥル]) のであって、なればこそ、こうした・愚かな成り上がり者の振舞いにもまして容赦しがたいものは、なに一つ、ありえない、とされるのである。さらにまた、こういうこと

を目にすることも、もとよりある。すなわち、以前には、他人の身の上に心を配る生き方をとってきた人 (*quī anteā cōmodis fūerint mōribus* [クワイ・アンテエアー・コォムモォディース・フウエリィント・モォーリィブゥス]) が、官位、権勢、栄華によって人柄が一変し (*immūtārī* [イムムウターリィー]), 長年の友人を身辺から追い払い (*spērnī ab ēis* [スペェルニィー・アプ・エイース]), 新しい・成り上がり者の付き合いにうつつを抜かすのが、それである。しかしながら、人が、富、勢力、権能によってなしているのは、せいぜい、金銭を以って獲得される・別のもの、すなわち、車駕、召使、高価な衣裳、珍惜すべき器物を獲得することであるにすぎないのにたいし、富、勢力、権能に禍いされて、友人を、私に言わしむれば、人生の・至高・かつ最も美しい財宝を、獲得できない、という愚劣にまさる愚劣があるものであろうか⁷⁾。

ア) 上掲に見える・‘*quī anteā cōmodis fūerint mōribus*’の文言を、「以前には、他人の身の上に心を配る生き方をとってきた人」と解する〈根拠〉(したがって、‘*cōmodi mōrēs*’を「他人の身の上に心を配る生き方」と、また、‘*cōmodus*’を、「他人の身の上に心を配るところの」と解する〈根拠〉)は、つぎのように、キィケェロォ自らによって提示されているのである。

イ) キィケェロォは、次・「五十六」・「第十六章」の冒頭で、「ところで、友情にかんする定義…たるべきものが、確立されなくてはならぬ」と、ラァエリュウスに語らせ、この目的のために、

ウ) まず、当時に行われていた・「友情」にかかわる・〈三つ〉の「定義」を、斥けさせる。(五十六——五十八。「第十六章」)

i) α) その「定義」の「第一」とは、「友情」とは、「私たちがわが身にたいして抱く感情と同一の感情を、友人にたいして抱くこと」というもので

7) Cícero : “*Láelius dē Amīctiā.*” 54–55. XVI. The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass), London, William Heinemann. 1979. p. 164

あって、

β) この「定義」をキイケエロオは、ラァエリュウスに、つぎのように〈反論〉せしめている。

「通説の・この・第一の定義は、真実では、ない。…なぜと言うに、私たちは、自分が、わが身にかかわっては、断じて、しようとは思わない事柄の・いかに多くのものを、友人の身にかかわっては、していることであろうか」。

ii) α) 「第二」の「定義」は、「友情」とは、「友人にたいする・私たちの心づかい (benevoléntia [ベェネエウォレエンツィア]) が、私たちにたいする・友人からの心づかいに、等量かつ同等に対応すること」であるとするものであり、

β) それにたいする〈反論〉は、こうである。

「第二の意見は、友情というものを、好意と親切との等量によって、定義するものである。これは、言うまでもなく、余りにも貧乏たらしく、みすぼらしい話で、売上額と支払額とを等量ならしめるに似て、友情を算盤^(そろばん)づくのものに貶めるものである。私の思うに、真実の友情とは、かかるもの以上に豊かにして・高貴なるもの、溢れ出づるものであって、受け取った分より以上を支払うことがないようにと、がつつ目を皿にして見張ることをしては、ならないものなのである。なぜなら、友情にかんしては、幾分か溢れ出してしまうのではないか、地面に零れ落ちてしまうのではないか、同等分以上のものが相手方に取り込まれてしまうのではないか、などと、びくつくべきではないからである」⁸⁾。

iii) 最後に、α) 「通説の・第三かつ最低の定義は、誰しもがわが身を評価するのと同じの評価が、友人から寄せられるべきである、というものである」、とされ、

β) これにたいする〈反論〉は、以下のとおりである。

8) Cícero : op. cit. 56–58. XVI. The Loeb Classical Library. pp. 166–168

「よくあることであるが、人によっては、自らの将来を洋々たらしめんとする氣力が萎え、あるいは、希望が挫けていることがある。それゆえ、友人の義務とは、その本人が自分を評価するのと等しく、かかる人間を評価するところにあるのでは、なく、むしろ、力を尽して(ēnīti [エーニィティー]), 友人の・病み衰えた氣力を奮い立たせ、強い希望と逞しい意欲とを喚び起こしてやる、という働きをなしとげる (efficere [エッフイケエレエ]) ところに、あるのである」⁹⁾。——

エ) i) このあと、キイクエロオは、ラァエリュウスをして、「友情」についての「確立されるべき定義」を示さしめるのであるが、

ii) しかし、その「定義」よりも《はるかに重要》な・〈真実〉の「定義」が、既に、上掲の〈反論〉——とりわけて、「第三」の「通説の定義」にたいする〈反論〉——の中に、語り出されているのであって、

iii) それは、「友人の義務」とは、——

α) 「自らの将来」を切り開く「氣力が萎え」、その「希望が挫け」た「友人」の・その《身の上に、心を配り》、

β) 《心を配る》ところから《抱かれる》・かかる「友人」を「援助」し・これに「支援」を〈与えん〉とする《欲求》を「原動力」として、

γ) 「友人の・病み衰えた氣力を奮い立たせ、強い希望と逞しい意欲とを喚び起こしてやる」という「援助」・「支援」の〈行動〉をとることにある、——とするものである。

オ) i) 本・e)・前掲の・キイクエロオがラァエリュウスに語らしめているところに現われる・「以前には、他人の身の上に心を配る生き方をとってきた人」とは、

ii) キイクエロオの《思想》からすれば、明らかに、上記・エ) の・「友情」に生きる人、「友人の義務」を尽す人以外のものではないのであり、

9) Cícero : op. cit. 59. XVI. The Loeb Classical Library. p. 168

iii) 逆に言えば, α) 上掲・エ) に, 「友人の義務」について〈分析〉された事柄は,

β) そのまま, 「以前には, …生き方をとってきた人」に妥当する事柄なのである。

カ) こうして, 本・e), 前出・ア) のとおり,

i) ‘quī anteā cōmodis fūerint mōribus’ の文言は,

ii) 「友情」の「定義」と見るべき・前出・エ) に語られた・キイケエロオの《思想》を〈根拠〉にして,

iii) 「以前には, 他人の身の上に心を配る生き方をとってきた人」, の意と解されるべきであることが, 〈立証〉されるのである。

f) 以上に見たところから, ア) 本・3), 前出・c), および, e) に基づいて, ‘cōmodus’ は, 「他人の身の上に心を配るところの」を表示している, とすることの〈根拠〉が, 得られた。

イ) したがって, i) 「形容詞」・‘accōmodus’ (‘ad’+‘cōmodus’・「(～に) 適合したところの」) に発する「動詞」・‘accommodāre’ は,

ii) α) 例えば, ‘sē ālicuī accommodāre’ (「セエー・アリイクウイー・アッコオモオダァーアレエ」)。〔原意〕は, 「自分を, ある人に適合させる」。〔転義〕は, 「ある人の捲き添えになる」) の用法に見えるように,

β) 「人間」について用いられる場合には, 〈他人と, 身の上を同じくする〉, の意であり,

iii) それゆえ, その‘accommodāre’に発する・「イングランド語」・‘accommodate’の語意は, 〈誰々の身の上に心を配る〉, であることになり,

ウ) i) EoL の言う・‘accommodate ourselves’ は, 「己れの身の上に心を配る」, の意であり,

ii) ‘accommodate each other’ は, 「互いの身の上に心を配り合う」, の意であることが, 知られるのである。

4) ところが, a) かく解されるべきことの〈根拠〉は, 上に見たところ

にとどまるものではないのである。

ア) というのは。

i) まず。前掲の・EoL が提示する「法」は、冒頭の文言の上では、

α) 〈相互〉の「助力」ないし「援助」・「支援」と、

β) 〈相互〉の「身ノ上ニ心ヲ配ル」「努力」との〈双方〉の〈命令〉であるように、と見えるけれども、

ii) しかしながら、α) 〈相互〉の「助力」(「支援」)——それが、「平和」の《創出》にとり〈不可欠〉の《要件》であることは、既に、先行する「自然が定めている法」にかんする論述の分析から、明らかどころである——は、

β) もとより、先行する「法」・命令の〈継承〉、ないし、〈再提示〉に〈ほかならない〉のにひきかえて、

iii) α) 「互いの身の上に心を配り合うように私たちに努めさせる・高邁な情念」の文言については、

β) 「戦争と孤独と…を生じさせる情念」との〈対比〉において、「平和の原因であらざるをえない、…」と〈強調〉されているところからするならば、

iv) 〈相互〉の「助力」(「支援」)の〈行動〉そのものにとって「原動力」とならざるをえないものは、

v) 〈相互〉の「身ノ上ニ心ヲ配ル」「努力」であり、

vi) そして、さらに深く、——その「努力」そのものの「原動力」であるものが、すなわち、「互いの身の上に心を配り合うように私たちに努めさせる・高邁な情念」なのである、——と〈分析〉せざるをえないことになる。

イ) してみれば、上掲の「法」が、「カマン-ウェルス」の「設立」・「平和」の《創出》にかかわって、「市民」となるべき「各人」に〈命令〉しているのは、

i) 前記・ア), i) に示した・「法」の文言とは異なり、

α) 〈相互〉の「助力」・「支援」と、

β) 〈相互〉の「身ノ上ニ心ヲ配ル」「努力」との《双方》では、〈なく〉、
 ii) 上記・ア), iv), β) の・「互いの身の上に心を配り合うように私たちに努めさせる・高邁な情念」を、《抱懐》せよ、——の《一事》である、としなければならない。

ウ) しかるに、その「情念」は、 i) EoLによれば、先行箇所「定義された」・‘charity’という「情念」「である」、と明言されているのであった。

ii) したがって、先行箇所で語られている・その・‘charity’の概念を吟味すれば、

iii) 《抱懐》された・その「情念」を「原動力」として生起する（・新たな「法」の〈命令〉する）〈行動〉・‘accommodate each other’を、〈いかに〉解すべきかが、明らかにならずには、いないはずであって、ここに、また別の〈根拠〉が現われる契機があるからである。

エ) 予め言えば、本稿・次・5) 以下に見る経緯によって、——本稿・前出・1) ——4) に知られたのと〈ひとしく〉、

i) ‘accommodate each other’は、「互いの身の上に心を配り合う」、の意であり、

ii) 前掲の「自然が定めている法」の内容の〈後半〉・‘endeavour to accommodate each other’は、「互イノ身ノ上ニ心ヲ配リ合ウヨウニ努力セヨ」、と解すべきであることが、——〈確証〉されるのである。

5) a) EoLは、ア) 自ら言う・先行の「第一部」・「第九章」を、「思い上がり」(glory) から始めて、多数の種類「情念」(passions) の分析にあてているのであって(第一節——第二十一節)¹⁰⁾、

イ) 当然、この「第九章」・「第十六節」での分析の対象の中には、——前出・「第一部」・「第七章」・「第一節」に挙示されている「愛」、すなわち、「生命保存運動」を「助ける」「対象」にたいして抱かれる「悦び」と規定された

10) EoL, pp. 36–48

「愛」、および、「人間が互いにたいして抱き合う愛」、ないしは、「人間が互いに仲間であることに感ずる喜び」としての「愛」、すなわち、「人間は、自然本性によって、仲間をつくることができるもの (sociable) である、と言われる」所以の「愛」以外にも、——「別の種類の愛」で、「ギリシャ人が *Ἔρωσ* ([エロース]。多く、「性愛」を表示) と呼ぶもの」が、入るほかに（「第十六節」）¹¹⁾、

ウ) 次・「第十七節」は、

i) 「とはいえ、また別の情念で、時には愛情 (love) と呼ばれることもあるが、しかし、より適切には、好意 (good will)、ないし、他人を援助し後押ししたい欲求 (CHARITY) と呼ばれるものが、ある」¹²⁾、と書き出したのち、

ii) あらためて、「総じて人にとり己れの力の証拠となるものとしては、自分が、己れ自らの欲求 (desires) を成就させることを得るにとどまらず、また、他人の欲求の成就に援助を与えること (to assist) ができるのを見出す以上に大きな証拠は、存在しえない。こうした想いの中に成り立つのが、他人を援助し後押ししたい欲求 (charity) である」¹³⁾ と、「時には愛情と呼ばれることもある」「情念」を規定し、

エ) つづいて、i) この 'charity' ('他人を援助し後押ししたい」「欲求」・「好意」・「愛情」) という「情念の中に含まれる」ものを、

α) 一つには、「ギリシャ人が *Στοργή* ([ストオルゲー]。「愛着」。とりわけ、生みの親子間のそれ) と呼ぶ・生みの親の・わが子にたいする・自然本性としての情愛 (the natural affection)」と、

β) 二つには、「人間が、自分を慕う (adhere unto them) 人々に援助を与えようと努める (seek to assist) 原動力たる (wherewith) 情愛」とである、

11) EoL, p. 43

12) EoL, p. 44

13) EoL, loc. cit.

とし¹⁴⁾,

ii) 上記 (・エ), i), β) の・第二の「情愛」を告げるものとして, 対話篇『饗宴』 (“Συμπόσιον.” ([シユムポォスイオン]))における・プラァトォーンの「見解」を, 挙げるのである。すなわち,

「この・高潔な情愛にかんする・プレェイトォウの見解は, (定石の手法にしたがい, ソォクラァティーズの口から), 『饗宴』 (*Convivium* ([コォンウィーウィウム])) と題された対話篇の中で開陳されているが, それは, つぎのとおりである。すなわち, 知 (wisdom), ないしは, その他の・すぐれた力 (virtue・「徳」) に充満し・漲溢している成人男子 [ソォクラァティーズ] は, 年齢と才幹とに照らして, 同ような知と力とを抱懐しうる・ある・美しい人間 [アルキィビァデェース] の中に, 性の欲求にはなんらの関係もなく, 同ような知と力とを, 生みつけ, 産出させることができるように, かかる・美しい人間を, 自然本性に基づいて, 捜し出すものである, と。これが, 賢知にして・性の欲求を抑制しえたソォクラァティーズの・若くして美貌のアルサァバァイァディーズ (Alcibiades / アルキィビァデェース (Ἀλκιβιάδης)) にたいする・当時有名な情愛についての [・プレェイトォウの] 考えである。この情愛の中に [プレェイトォウによって] 求められているのは, ソォクラァティーズの知見の栄光ではなく, 知見の流出 (the issue of his knowledge) である。…それゆえ, この情愛は, charity, すなわち, 他人を援助し後押ししたい欲求 (desire to assist and advance others), でなくてはならない¹⁵⁾。(括弧内・補完は, 引用者による) ——

オ) ただし, EoL は, i) 当然, —— 賢者・ソォークラァテェースが, くなにゆえに, 他の者をさしおいて, とくに美男子・アルキィビァデェースを援助したのであるか, 援助すべかりし理由, 如何 —— と自問して,

14) EoL, loc. cit.

15) EoL, p. 45

α) そこには、この時代の慣行の味付けがあるのであり、

β) その点に照らせば、ソークラテースは性の欲求にたいし抑制力があつたにせよ、抑制する人間は、欲求を飽きるまで満足させる者たちとひとしく、ないしは、それらの者にまさって、抑制するべき欲求を抱いているのであって、

ii) 「このことが、私に、この・プレイトウの情愛 (this platonic love) は、完全に性の欲求にかかわりをもつものであって、たんに、若き美男子との同席を常とした老ソークラテースの体面を傷けない見せかけを伴っているにすぎないのではないか、との疑念を抱かしめるのである」¹⁶⁾、と述べている。

b) しかし、今は、EoL の言う「疑念」は、「疑念」として、暫くおき。

ア) i) ソークラテースが、——アトヘエーナアイ随一の名家の出身で、しかも、その才幹と美貌とによって余りにも高名であり、かつ、『饗宴』に登場する時の年齢・三十代の半ばにして既に国政・軍事両面において最も傑出していた人物とされる——アルキビアデース¹⁷⁾にたいして抱いた「情愛」は、

ii) 後者に「知」と「他の・すぐれた力 [徳]」とを授けて、「援助し後押ししたい欲求」(換言して、「支援」の「欲求」)であつたのであり、すなわち、「支援」の〈行動〉の「原動力」たる・あの「高邁な情念」であつたのである、とするのが、

iii) プラトーンの見解である、と EoL が見做した理由は、

イ) ひとり『饗宴』のみにとどまらず、対話篇・『アルキビアデース。第一』 (“Αλκιβιάδης. [πρότερος].” [プロテエロオス]), 『アルキビアデース。第二』 (“Αλκιβιάδης δεύτερος.” [デウテエロオス]) にあつ

16) EoL, loc. cit.

17) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に記した。

て、プラトーンがソークラテースに語らしめている・数々の言辞にあることが、知られるのである。

c) 本稿は、まず、次・6)にあって、『饗宴』における・ソークラテースの言辞に託された・プラトーンの「見解」を吟味することになるが、予め、結論を言うならば。

ア) プラトーンにあっては、

i) ソークラテースがアルキビアデースに「注ぐ」「情愛」という《情念》は、

ii) アルキビアデースに「支援」を〈与えうる〉「権能」と「力量」とを「そなえた」・〈ただひとり〉の人間たるソークラテースに、

α) 一つには、「この上なく徳高き人間」たらんとする《欲求》を抱くアルキビアデースの・その《身の上に》《心を配ら》しめる「原動力」でもあり、

β) また、二つには、かく《心を配る》ことを〈要件〉として、それと同時に生ずるところの・ソークラテースの抱く《欲求》——すなわち、上記の《身の上》にあるアルキビアデースに、(後出のような)数々の「助言」の形姿において「支援」を〈与えん〉とする《欲求》——でも、あるのである。

イ) このようにして、i) EoLが、プラトーンの『饗宴』の中に、アルキビアデースにたいする・ソークラテースの「情愛」としての‘charity’の「情念」——再言すれば、アルキビアデースを「援助し後押ししたい」・ソークラテースの「欲求」——を、読み取った経緯が、知られるのであって、

ii) EoLは、かかる「情念」たる‘charity’を、

α) 一方では、先行する「自然が定めている法」が〈命令〉している・「各人」の〈相互〉「支援」の「原動力」として、あらためて、示し、

β) 他方では、新たな「法」によって、この「情念」の《抱懐》を求めらるに

至ったのであり、

iii) 上記・i), ii) の意図は、EoL 以後の三著述をも支配しているのである。

(本・IV——A, 次・6) 以下は、次号・以降)

17) 主として、„Paulys Real-Encyclopädie“・新版・所収の項目・„Alkibiades“ の記述によれば。

アルキイビィアデュースなる名は、溯れば、トゥキュディデュース (Θουκυδίδης) が『[ペエロオポォネエーソオス [ペエロオプス半島] 戦役 [アトヘエーエナアイ・対・スパアルテュー] の記述』(通称・『歴史』)・「第八編」・「第六」に記しているように、スパアルテュー (また、ラテン語で、「ラァコーニィア」) の家系に発したものであるが、早くからアトヘエーエナアイに移り、抜きんでた「旧家の貴族」(「エウパァトリィデュース」・'Εὐπατρίδης) の一つに属したものである。

同名の祖父は、前・6世紀初め、政治家・クレイストヘエネエス (Κλεισθένης) を助けて、アトヘエーエナアイから、かつての専制君主・ペエイスイストラアトオス (Πεισίστρατος, ? 605 B. C.—527 B. C.) の子息たち(「ペエイスイストラァティダァイ」(Πεισιστρατίδαι)。「ペエイスイストラアトオスの後裔」の意)を追放する功績を立てた人物である。

アルキイビィアデュースは、偉大な国民指導者・クレイニィアス (Κλεινίας) を父に、デェイノォマァクヘエー (Δεινομάχη) を母に、武勇の誉れ高く・祖国愛に燃える父が、前・446年、対・スパアルテュー戦争に死した直後に誕生した、と見られる。

父の戦死の際、後見役を託されたのは、これまた高名な軍司令官、政治家のペェリィクレエーエス (Περικλῆς) であった。

アルキイビィアデュースは、幼時から、鮮烈な個性を発揮した。その性格を形づくるものは、——政治家となれば最高の栄誉を約束する・精神上的・天賦の才、傑出した武将たるに足りる・崇高な剛勇、不撓・不屈の体力、軍司令官たるに不可欠の洞察力、相手を引き込む・人間としての魅力、弁論の巧み、身分の同じ者・高い者にたいする・負けん気の対抗心、身分の低い者にたいしては、自分を妨げない限り、親切で友愛を以って接する人柄、加えるに、群を抜く旧家・貴族の家柄と、莫大な資産と、見る者の心を魅惑してやまぬ・アトヘエーエナアイ最高の美貌とにたいする自負から生まれ・生涯を貫くに至る・なにごとにも第一位たらんとし、衆目を集めんとする・燃え立つ野望、恐れを知らぬ・不動の意志、傍若無人の気侷、贅沢好みと気前のよさ、

極端な浪費癖——かかる長所・短所の混合であった。

こうした個性の持主ゆえに、さすがの大器量人・ペリクレーエスも、少年期のアルキビアデースの・思い上がりを御することを得ず、青年期にあってもまた、この・豊かな才能を、アトヘエーナアイの国家にたいする貢献に向かわしめるよう、教育する術を、^(すべ)知らなかった。

これは、しかし、ペリクレーエスのみに、とどまらなかった。当時のアトヘエーナアイを飾った・精神上的の偉人のうちでも、このように溢れ出る・若き力を、真摯な方向に導こうと努めたのは、ただひとり、ソークラテースのみであったが、この「知者」ですらも、——一時は、青年の魂の上に著しい影響力を獲得したものの、——しかし、ついに、決定的な作用を及ぼすには、至らなかったのである。

いな、プラトーンは、『アルキビアデース[第一]』でソークラテースに、アルキビアデースの『願望』は、アトヘエーナアイを越え、ヘッラルアース [ギリシャ] を越えて、「エウロオーペー」にまで覇権を伸長し、さては、アケメネス朝のペルシャ王・(大) キューロオス (Κύρος. ?-529 B. C.), クセエルクセス (Ξέρξης, ? 519 B. C.-495 B. C.) にも匹敵する権力を獲得するところにある、と《予言》せしめているが、この《野心》そのままとは言わぬまでも、抱いた政治的野望と、天性の才幹に発する・外交手腕の熟練と精緻とに却って禍いされ、ペルシャ太守・(小) キューロオス (Κύρος, 424 B. C.-401 B. C.) の兄・ペルシャ王・アルタクセエルクセース・二世 (Ἀρταξέρξης, ?-359 B. C.) の許に身を寄せながら、アルキビアデースは、前・404年、スパアルテュー—ペルシャ勢力により暗殺される、という・非業の最後をとげるのである。

ペリクレーエスの死去(前・429年)の後、アルキビアデースは、精力的に、アトヘエーナアイの公的生活にかかわったが、精神のそなえる力量において、同時代人をはるかに凌駕する存在であり、アトヘエーナアイの人民の寵兒として、この国家における・最高の地位を約束されること、あたかも、かつてのペリクレーエスにおけるとひとしかった。

前・422年に始まる・アトヘエーナアイの宿敵・スパアルテューとの外交駆引、その挫折にも拘らず自らの権力をアトヘエーナアイとヘッラルアースとに不動ならしめんとする企ては、しかし・政敵・寡頭制派からの攻撃を招き、そこから生じた奸計・謀略(ヘルメエス神にたいする瀆神事件)により、アルキビアデースの失脚に転じ、追手を逃がれての・シチリア、ついで、トゥリイオイ(Θούριοι. イタリア南端海岸)、さらにまた反転して、エーリス(Ἐλις. ペロオプス半島

西部)への脱出が、この人物と祖国アトヘエーナアイとの衰亡の端緒となるに至るのである。

この逃避行をアトヘエーナアイ攻撃に利用せんとしたスパアルテューが抱き込んだアルキビディアデースは、逆に、スパアルテューをペルシャ太守・ティッサアプヘルネース (Τισσαφέρνης) と同盟せしめて、スパアルテューの力の滅殺を図ったが、同盟軍の艦隊がアトヘエーナアイに敗北を喫したことで、スパアルテューの王・アアギス一世 (ἸΑγίς. 統治, 前・426 B. C. - 397 B. C.) の妃を誘惑した廉で王の怒りを買ったことが因となって、アルキビディアデースにたいする不信が高まり、ついには、殺害命令が発せられるに至った。

これを機に、アルキビディアデースは、前記・ペルシャ太守の許に逃がれ、スパアルテューへの報復とアトヘエーナアイへの帰還との策を練り、スパアルテューをアトヘエーナアイと相争わしめるため、太守に、従来の・スパアルテューとの同盟を廃して、アトヘエーナアイと同盟を結ぶよう、説く一方、前・410年には、キュズイコオス (Κύζικος. マルマアラ海に面した都市) 沖の海戦で海軍司令官としてスパアルテューに大勝を収め、前・408年、アトヘエーナアイに帰国した。

しかし、政敵・寡頭制派の不信は、再び、目覚め、とりわけ、人民がアルキビディアデースを海陸の・唯一かつ無制約の最高司令官に任命しただけに、アルキビディアデースが専制君主に変貌することにたいする恐怖が、生じた。

他方、前・408年以來、ペルシャ王・ダアアレエーエイオス・[二世]・オクホオス/ノトホオス (Δάρειος Ὀχός/Νόθος, ? - 404 B. C.) の息・太守・キューロオス [前出]が、スパアルテューの海軍司令官(のちに、アトヘエーナアイの占領者)・リュサアンドロオス (Λύσανδρος, ? - 395 B. C.) と盟約を結び、ペエロオプス半島をめぐるエーゲ海交易の貨幣を独占せんと、アルキビディアデースの敵手として姿を表わしていた。

かかる情勢の中、前・407年、アルキビディアデースが、艦隊を率いイオーニア海にあった不在の折、命令を待たぬ下級指揮官の・対・リュサアンドロオス海戦の敗北の責が、すべて、アルキビディアデースに帰せられて、もはや、アトヘエーナアイへの帰還の道を閉ざされたアルキビディアデースは、トラアキア半島の赴き、そこで、自由な権力者として振舞った。

しかし、アトヘエーナアイの勢力の衰微は、アルキビディアデースの滅亡につらなるものであった。

アルキビディアデースは、ペルシャ太守・キューロオスの兄で・ひとしくダアア

レューエイオス・二世の息・ペルシャの新王・アルタアクセエルクセース・二世〔前出〕の許に身を寄せ、王の弟・キューロオスの企図を暴いて、自らの利益への誘導を策した。同時に、キューロオスの覇権に怯えていたアトヘーナアイと小アジアの諸地方にとって、アルキビィアデースの名には、無数の希望が結びついていた。

とはいえ、スパアルテューとキューロオスと、加えるに、アトヘーナアイの寡頭制派勢力とが、アルキビィアデースに抱いた・恐怖の念は深く、憎悪は灼熱の炎となって燃えていた。

スパアルテュー政権の命により、リュサンドロオスは、ペルシャ太守・プファルナバゾオス (Φαρνάβαζος, 在任. 前・412 B. C.—377 B. C.) をして、小アジア中西部・プリュギィア (Φρυγία) の町・メェリッサー (Μέλισσα) で、アルキビィアデースを死に至らしめた。時に、前・404年, 42歳の若さであった。

死の様子は、詳しく描かれ、今に伝えられている。プルウタルクホオス (Πλούταρχος, ?46—?120) の記すところによれば、アルキビィアデースは、かつて誘惑した・スパアルテューの王妃の・二人の兄弟の手で殺害された、という。—— „Paulys Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft. Neue Bearbeitung. Unter Mitwirkung zahlreicher Fachgenossen. Herausgegeben von Georg Wissowa.“ Bd. 1. Stuttgart, J. B. Metzler. 1905. Kol. 1516—1532

プラトーンとアルクヒューターース IV. (22) — (23))

22) つぎに。 a) ア) 『国政』・「第三編 (B)」にあっては、「名詞」・‘πλεονεξία’のみが、しかも、ただ一度、用いられているにすぎないが、

イ) しかし、この概念が、本稿・次・23) に見るとおり、α) 「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」であり、

β) かかる意味での‘πλεονεξία’が、「国家内の争乱」(στάσις)の〈原因〉であることが、知られるのである。

b) この対話篇において、ア) ‘πλεονεξία’なる語は、下記の脈理の中に、現われる。

i) 本稿・前出のとおり、「ソオブヒステューエス」のひとり・トッラア

シユマクホオスの見解が、ソークラテースにより論破されて、『国政』・「第一編」が閉じられたのをうけ、「第二編」では、ソークラテースの親友・アリストオンの次男で、ペイライエウスにソークラテースの供をしたグラウコオン (Γλαύκων) が、「正義」(δικαιοσύνη [ディカイオシュネー]) について、三つの問いを、ソークラテースに発する、という設定を、プラトオンはとっているのであるが、

ii) その問いの〈第二〉は、つぎのものである。

α) 世人の言うところでは、「正義を行おうと求めている人たちの・ことごとくは、正義を、よいものとして(ὡς ἀγαθόν [ホオース・アガトホオン]), ではなく、強制されて已むをえないものとして(ὡς ἀναγκαῖον [ホオース・アナアンカーアイオン]), いやいやながら(ἀκοντες [アコンテース]), 行おうと求めているのである、とされている」が、

β) 果たして、それは《真実》なのか、否であるのか⁷⁷⁾。――

iii) α) グラウコオンは、自らが発した・この問いについて、上記のような・〈世人〉の見解を〈代弁〉して、立論を開陳するのであるが、

β) その開陳のさいに、‘πλεονεξία’の語が用いられるのである。

イ) すなわち、プラトオンは、グラウコオンに、前掲の問いにたいする答えの如何は、「私たちが、頭の中で、つぎのような想定をしてみますと、なによりも、納得が行くものです」として、下記のように立言せしめるのである。

「私たちが、正しい人間と、不正な人間との・それぞれに、したい放題の事柄を、なんでもやってのけられるよう、放埒(ἐξουσία [エクスウスイア]) を許容しておいた上で、欲望(ἡ ἐπιθυμία [ヘエー・エピトヒューミイアー]) が、それぞれの人間を、いったい、どの道へ引っ張っていかずにはいないかに目を向けながら、ふたりの人間のあとについていくもの、としましよ

77) “R.” Stallbaum, II. 358・c ; Burnet, 358・c, 2-4

う。もちろん、私たちは、正しい人間が、*πλεονεξιᾶ* を目指して (*διὰ τὴν πλεονεξιᾶν* [ディア・テーン・プレオンエキシアーン]), 不正な人間と辿る道を同じくする (*εἰς ταὐτὸν ἰών* [エイスタウトオン・イオーン]) 現場を取り抑えることができるというものです。なぜかと申しますと、*πλεονεξιᾶ* とは、人類 (*πάντα φύσις* [パーアサア・プヒユスイス]。「全被造者」) が、これを、よいものとして (*ὡς ἀγαθόν* [ホオース・アガアトホオン]) 追求するように (*διώκειν* [ディオケイン]), 自然本性上造られている (*πέφυκειν* [ペエプヒユケイン]) からなのです。もっとも、人類は、法 (*νόμος* [ノモオス]) によって、力づくで (*βία* [ビイアア]), 平等 (*τὸ ἴσον* [トオ・イソオン]) を尊重すること (*τιμῇ* [ティメー]) の方へ、道を逸^(*)らされてしまうのですけれども⁷⁸⁾。

ウ) この立論における・‘*πλεονεξιᾶ*’の概念は、

i) それが、「法」による・「平等」の「尊重」という思考に〈対置〉せしめられているところから、

ii) 本稿・前出で既に確められているところとひとしく、本・22), 前出・a), i) であることが、予想されるが、

エ) 果たして、その予想は、上掲につづく立論と、その吟味とを通じ、確証されるのである。

c) しかし、まず、上記の立論を分析すれば。

ア) ‘*πλεονεξιᾶ*’は、i) 「人類」の「欲望」すなわち、「自然本性」にとり「追求」の〈対象〉であり、

ii) ないしは、—— 想起すれば ——、「魂」の・〈三つ〉の「根元性質」ないし「能力」の一つである「欲望を抱く能力」の〈対象〉であって、

イ) そして、しかりである以上、

i) α) 「放埒」が「許容」される限りは、

78) “R.” Stallbaum, II. 359・b—359・c ; Burnet, 359・b, 6—359・c, 6

β) すなわち、「欲望を抱く能力」が、「放埒」を「許容」〈しない〉・なんらかの「力」によって、「道^(*)を逸らされる」ことが〈ない〉限りは、

ii) 「正しい人間」とても、α) 「人類」の「自然本性」をそなえている以上、

β) 「不正な人間」とともに、

γ) ‘πλεονεξία’を「追求」〈せざるをえない〉のであり、「追求」は、「自然本性」に基づく《必然》であって、

ウ) すなわち、「正しい人間」も、「不正な人間」と《等しく》、‘πλεονεξία’〈へ向かって〉の〈前進運動〉を行うことは、《不可避》であり、

エ) とりもなおさず、「辿る道と同じくする」・その「現場を取り抑え」〈られずには、いない〉のである。——

d) しかしながら、この立論にあって、プラトーンは、同時に、他方では、ア) i) 「欲望を抱く能力」を「自然本性」とする「人類」ではあれ、

ii) ある「力」、すなわち、——「平等」の「尊重」を〈目的〉とする「法」という「力」——によってならば、

iii) α) ‘πλεονεξία’を「追求」する「道」から、

β) 「平等」を「尊重」する「道」へ、

iv) 「逸^(*)らされ」、〈転換〉せしめられうる、——としているのである。

e) ア) 「法」が「力」である、とされるのは、i) 一つには、「法」が「国家」の「立法者」(ὁ νομοθέτης [ホオ・ノオモトヘエテース]) によって〈制定〉される以上、

ii) 「法」は、「国家が有する力」(「国家権力」)(δύναμις πολιτική [デュナミリス・ポリイェイケエー])⁷⁹⁾に属することによるのであるが、

イ) さらに、このところから想起して言えば、「国家」の「統治者」と、「知

79) cf. 「ホブズの基礎諸概念の分析。第X章 (III-C)」・「プラトーンとアルクヒューターース。II. 13), 14)。本『経済と経営』。第24巻・第4号。162-168 ページ

の探究者」との「同一」化の理論⁸⁰⁾を分析することによって知られたように、

i) 「国家権力」とは、——「知の探究」となって発動する「理性を使用する能力」(ないし、「知の能力」)が、「欲望を抱く能力」を「支配」すること、すなわち「正義」——を「行う」「力」であり、

ii) したがって、「法」とは、〈第一に位する〉「国家権力」——「正義」を「行う」「力」——であるからである⁸¹⁾。

f) さらにまた。ア) 「法」(νόμος) という「名詞」は、

i) 「動詞」・‘νέμειν’([ネエメエイン]。「配分する」)、「中動相」・‘νέμεσθαι’[ネエメエストハアイ]。原意は、「人々の間に分配する」。「自分の取分として、所持／保持／所有する」)に発し、

ii) それゆえ、‘νόμος’は、本来は、——人によって「常時、行使／使用され、所有されるもの」、〈誰であれ人間に、密着しているもの〉、すなわち、各人間に《固有》の「取分」／「持分」、——を意味したのである。

iii) ローマ人と異なり「権利」の語をもたなかった古代ギリシャ人にとって、この「取分」／「持分」という観念が、ホブズの言う・「市民」のもつ「排他自己専有権」の概念に、相当するものである、と考えられるのであって、

iv) 本稿・次・23), a), i) 以下に見るとおり、「市民」〈ひとりひとり〉の「生命」, 「労働」, 「労働生産物」, 〈婚姻〉上の「法益」, 等が、各「市民」の・《固有》の「取分」である。

i) そこで、上記・e) と本・f)・ア) とを合すれば、i) 『国政』にあっての「法」が、「国家」の有する「力」——「正義」を「行う」「力」(「理

80) cf. 前・脚注と同箇所

81) 本・脚注は、プラトーンの全・対話篇中、ただ一箇所、「法」(“Νόμοι.”)にあって、——「法」とは、〈なに〉か——の規定に導く・「第九編(Θ)」(Stallbaum, II, 874·e-875·d; Burnet, 874·e, 7-875·d, 5)の論述にふれるものであるが、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に記した。

性を使用する能力」が、「欲望を抱く能力」を「支配」する「力」) —— であるとは、

ii) 「法」が、「市民」の・《固有》の「取分」を〈防衛〉する「力」である、—— ということであり、

ウ) i) 〈あらゆる〉「市民」の・《固有》の「取分」は、

α) それの〈各々〉が、「法」という・「国家」の有する「力」により、いかなる〈侵害〉からも、「平等」に〈防衛〉され・〈保全〉されることにおいて、——「平等」に「尊重」されることにおいて、——

β) 互いに「平等」な「取分」でありうるからである。

ii) それゆえ、「法」は、「人類」を、「力づくで」、「平等を尊重することの方へ」、「道^(*)を逸らさ」しめる、—— と言われる時の「平等」とは、本・ウ)、上記・i) の意味のそれであって、「取分」が〈等量〉であることなどではないのである。

g) 上記・本・22), a) - f) から帰結するのは、

ア) 'πλεονεξία' とは、i) 「法」に〈違反〉するものであり、

ii) 「法」に〈違反〉するものとして、

α) 一つには、「正義」を「行う」「力」にたいする〈違反〉、すなわち、〈なになら〉の「不正」、ないし、「不正を働くこと」であり、

β) 二つには、「平等」の「尊重」にたいする〈違反〉、すなわち、〈なになら〉の《不平等》である、—— ということである。

イ) だが、上記の・二つの〈なになら〉は、いかにして、確定されうるのであるか。——

これを確定しうる手掛りは、プラトーンがグラウコーンに、前掲につづいて語らしめている立言の中に、見いだされる。

ウ) すなわち、グラウコーンは、まず、

「私の申しております・放埒の許容とは、なによりも、これからお話しするものである、と申してよろしいか、と思います」⁸²⁾、として、「放埒の許容」

を例示し⁸³⁾,

エ) ついで、この例示によって、——「放埒の許容」のもとにあっては、「人類」の「自然本性」・「欲望を抱く能力」は、「正しい人間」にも、《必然に》、‘*πλεονεξία*’を「追求」せしめ、したがって、「正しい人間」たりとも、「不正な人間」と「辿る道を同じくする現場を取り抑え」られるのである、——とする・前掲の・自らの見解が裏づけられる、とつぎのように述べるのである。

「[1.] そこでです、こうした・まことに都合のよい指輪が、かりに二つあって、一つは、正しい人間が身につけ、いま一つは、不正な人間が身につける、としますと、指輪さえなければ、正義を守りつづけ、他人のものには手を触れまい、手を出すまい、と意を決するにきまっております・金剛石にも似て志の堅い・正しい人間でも、誘惑には克てず、市場から、良心の咎めもなく、自分の欲しい品物をなんなりと攫み取ることをしないでいられる者は、ひとりもない、と思われるのですし、他人の家に入り込んで、自分の好きな・どの婦人とでも寝所を共にすることをしないでいられる者も、また、誰であれ手当り次第に、邪魔な人間を殺すなり、味方になる人間を牢獄から逃がすなりすることをしないでいられる者も、ひとりもいはいはしない、と考えられるのです。[2.] ですから、そうした行動をとる以上、一方の・正しい人間にしましても、他方の・不正な人間と異なることは、いささかも、しているわけではなく、両方の人間とも、同じところへ向かって道を歩んでいる、ということになるのです」⁸⁴⁾。——

オ) そして、さらに、前掲の・家畜番についての説話は、本稿・前出のとおり、グラウコーンが、最初にソークラテースに向けて発した問いの〈第二〉にたいし、〈肯定〉の答えを下さしめるものであることを、つぎ

82) “R.” Stallbaum, II. 359 · c ; Burnet, 359 · c, 6-7

83) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に記した。

84) “R.” Stallbaum, II. 360 · c ; Burnet, 360 · c, 3-5

のように語るのである。

「[1.] 申し上げるまでもありませんが、人は、この昔話を、人間は誰ひとりとして、好んで(ἐκῶν [ヘエコォーン])正しい人間になりたがるものではなく、強制されて已むをえず(ἀναγκασόμενος [アナアンカァゾォメエノォス])正しい人間であるにすぎない、ということの・有力な証拠になる、と断定できることになりますね。[2.] なぜなら、この話のようになれば、人間誰しもが、不正を働くつもりになりさえすれば、いつでも不正を働くことができるわけですから、[3.] したがって、自分ひとりきりになって法の力の及ばない時には(ἰδίᾳ [イディアーア]), 人間は誰ひとり、善良な人間になるものではないからなのです(ὡς οὐ ἀγαθοῦ ἰδίᾳ οὗτος [ホオース・ウ・アカァトッウーウ・イディアーア・オントォス])」⁸⁵⁾。——

カ) だがしかし、 i) 上掲の・[2.] 中の・「いつでも、不正を働くことができる…」、ということから、[3.] の・「したがって、誰しも、…善良な人間になるものではない…」が、〈帰結〉しうるためには、

ii) 「自分ひとりきりになって法の力の及ばない時には」、〈あらゆる〉「人間」は、〈なにゆえに〉、《必然に》、「不正を働く」のであるか、——その〈根拠〉が示されなくてはならないことは、もとよりである。

キ) このところから、プラァトォーンは、グラァウコォーンに、その〈根拠〉を、つぎのように語らしめるのである。

「それは、もちろん、万人が、不正を働くこと(ἡ ἀδικία [ヘエー・アディキィアー])は、正義を行うことが齎すに比べ、はるかに上回って(πολύ μᾶλλον [ポォリュ・マァーアルロォン])利益を齎すものである(λύσιτελεῖν [リュースィテェレエーエイン]), と考えていることによるのですが、そうした・万人の考えは、正しいと、あの・家畜番の昔話をいたした私としては、断定せざるをえないのです」⁸⁶⁾。——

85) “R.” Stallbaum, II. 360 · c ; Burnet, 360 · c, 5–8

86) “R.” Stallbaum, II. 360 · c–360 · d ; Burnet, 360 · c, 8–360 · d, 2

h) すなわち、以上に見たところからするならば、——「人間」が、「放埒の許容」のもとで、ないしは、「自分ひとりきりになって法の力の及ばない時には」、《必然に》、「不正を働く」こと——の〈根拠〉は、以下のものであることになる。

ア) i) 「放埒の許容」のもとにあつては、あるいは、「自分ひとりきりになって法の力の及ばない時には」、

ii) 「人類」の「自然本性」は、「万人」に、《必然に》、

iii) α) 「欲望」の〈対象〉たる「利益」を、

β) したがって、当然、〈より上回る〉「利益」を、さらには、〈はるかに上回る〉「利益」を、

γ) 「追求」せしめ、

iv) それゆえ、α) 〈はるかに上回る〉「利益」を「齎す」/《獲得》せしめる〈行動〉を、

β) 「追求」せしめるものであり、

イ) しかるに、i) 「正義を行うこと」が《獲得》せしめる「利益」に比して、〈はるかに上回る〉「利益」を《獲得》せしめる〈行動〉とは、「不正を働くこと」である、とされているのであるから、

ii) したがって、α) ——「正しい人間」をも〈除外せずに〉——「万人」が、「不正を働くこと」は、

β) 《必然》であるのである。——

i) だがしかし、ア) i) プラトーンがグラウコーンの口をかりて述べる・上記の立言中の「利益」、

ii) すなわち、「不正を働くこと」が「齎し」/《獲得》せしめる（「正義を行う」ことによるに比して）〈はるかに上回る〉「利益」とは、

iii) いったい、〈いかなるもの〉を指しているか——であるか。

イ) i) この〈いかなるもの〉が知られることによって、

ii) 'πλεονεξία' が、α) 〈なにか〉の「不正」、ないし、「不正を働くこ

と」であり、

β) <なにか> の《不平等》である、とされる場合の・その <なにか> もまた、確定されうるはずである。

23) そこで、 a) その点の分析に入れば。

ア) i) まず。「利益を齎す」(λῦσιτελεῖν [リュースィテエレエーエイン]) という「動詞」は、——「名詞」・‘τελή’ ([テエレエー]。pl.; sg. ‘τελός’ ([テエロオス]。‘完了’, ‘終末’; ‘至高権力’; ‘軍団’; ‘国家租税’) と、「動詞」‘λύειν’ ([リュエイン])。‘解き放つ’, ‘解体する’, ‘完済する’。(‘名詞’・‘λύσις’ ([リュスイス]。‘解放’, ‘解体’)) との「合成動詞」であり、語意は、「引き合う’, ‘利益を齎す’, ‘有効である’ —— であるが、

ii) 用法の上では、《頻繁に》, ‘副詞’の「比較級」・‘μᾶλλον’ ([マァールロン]。‘より多く’) と「比較の小詞」・‘ἤ’ ([エー]。‘よりも’) との両者を伴い、—— ないしは、‘μᾶλλον’ のみを伴い、—— あるいは、上掲のように、‘μᾶλλον’ と、「比較」(‘よりも’) を表示する・「名詞」の「第二格」(‘所有格’) とを伴うものであって、そのところから知られるとおり、

iii) α) <同一> の、ないし、<複数> の、「人間」にとり、

β) 一方の事柄が《獲得》せしめる「利益」が、

γ) 他方の事柄が《獲得》せしめる「利益」を

δ) 《凌駕》する —— という《不平等》を表示する「動詞」である。

iv) この特性は、同じく「利益を齎す」という語意の「動詞」・‘συνφέρειν’ ([シユムプフェレイン]) と対比させれば、一目瞭然であって、‘συνφέρειν’ は、——<利益を齎さない> に対して —— 「利益を齎す」ことを表示するさいに用いられ、したがって、λῦσιτελεῖν とは<異なり>, ‘比較’の用法をくもたない) のである。

v) ‘λῦσιτελεῖν’ の・「現在」・「分詞」・「中性」形で・「冠詞」・‘τὸ’ を伴う・‘τὸ λῦσιτελοῦν’ ([トオ・リュースィテエルウーウン]) は、「名詞」として「利益」の意であり、プラトーンは、同じ『国政』・「第一編 (A)」

(Stallbaum, II. 336 · d, 1–2) にあって、「必要」(τὸ δεόν [トオ・デエオン]), 「便益」(τὸ ὠφέλιμον [トオ・オプフェリイモオン]), 「利潤」(τὸ κερδαλέον [トオ・ケエルダアレエオン]), 「利得」(τὸ συμφέρον [トオ・シムプフェロオン]) と並置して、用いている。

イ) さて、この「利益」という概念は、i) それが用いられている脈理にあって、

ii) 当然、グラウコーンの先行する言辞の内容と〈不可分〉である、と見なくてはならず、

iii) とりわけ、《必然に》生ずる、とされる「不正を働くこと」の〈対象〉であるものを指していなければならない。すなわち、

ウ) 一つには、「市場から、…自分の欲しい品物をなんなりと掴み取る」と言われる・その「品物」であり、

i) すなわち、『国政』・「第二編 (B)」の《社会的分業》論にしたがえば、「市場」(ἀγορά [アゴラア]) で、「信用証書」(σύμβολον [シムボオロオン]) としての「鑄貨」(νόμισμα [ノオミイスマア]) を仲立ちに、「小売商人」(κάπηλοι [カアペエーロオイ]。pl.; sg. 'κάπηλος' ([カアペエーロオス]) によって、〈売買〉・「交換されるべき」(ἀλλάξασθαι [アツラアクサアストハイ]) 〈商品〉としての「労働生産物」(τὰ ἔργα [タア・エルガア])⁸⁷⁾ が、

ii) いな、さらに溯れば、当の「労働生産物」の「確保」(παρασκευή [パララスケウエー]。「生産」) に「支出」(ἀναλίσκειν [アナリイスケイイン]) された・「農耕夫」、その他の〈生産者〉の「労苦」(πόνος [ポオノオス]) ・「労働」) が、

iii) 「不正な人間」に「齎」される、つまり、《獲得》される「利益」の一つである。

エ) また、二つには、「他人の家に入り込んで、自分の好きな・どの婦人と

87) “R.” Stallbaum, II. 370 · b–370 · d ; Burnet, 370 · b, 8–370 · d, 5

でも寐所を共にする」と言われるものが、それである。

i) ここで、〈婚姻の神聖〉についての・プラトーンの見解を、記せば。

ii) プラトーンは、『国政』・「第五編 (E)」にあって、「国家」の「防衛者」(φύλακες [プヒユラァケェス]. pl.; sg. 'φύλαξ' ([プヒユラァクス])) を、—— これまた、「国家」を形成する《社会的分業》の一部門として—— 構想する時、「女性」をも、「男性」と並んで、「防衛者」の構成員としている。

α) その根拠は、——「人間としてそなえる・自然の諸性質」(αἱ φύσεις [ハアイ・プヒユセェイス]) は、「男性」と「女性」との両性にわたり、「平等に、配分されている」(ὁμοίως διεσπαρμέναι [ホオモイオース・ディエスパアルメェナアイ]) のであって、「したがって、それぞれに配分された自然性質に応じて (κατὰ φύσιν [カアタァ・プヒユスィン]), 女性も、あらゆる任務に (πάντων … ἐπιτηδευμάτων [パアントーン・…エピィテェーデュウマァトーン]) 参加し (μετέχει [メテェクヘエイ]), 他方、男性も、あらゆる任務に参加する」のであり、

「ただ、万事につけ、女性は、男性に比して、力が弱い、というにすぎない」—— とするところにおかれる。

β) すなわち、「自然性質によって、医療者たるに適している女性もおり、しからざる女性もいる」のとひとしく、

γ) 「自然性質にあって、防衛者たるにふさわしい女性 (φυλακικὴ γύνη [プヒユラァキィケェー・ギユネェー])」, 換言すれば、「知の探究に向いており」, 「音楽・文芸を好み」, 「剛勇の気をそなえ」・「身体鍛練を、戦争の技術の訓練を愛し」, こうして、——「力の弱さを除けば」——「男性」と「同一の自然性質」(τοιαύτη φύσις [トォイァウテェー・プヒユスィス]) をそなえている「女性」がおり、そうでない「女性」もいるのである⁸⁸⁾。——

iii) さて、そこで、プラトーンは、「国家」の「立法者」(ὁ νομοθέτης

88) 以上, “R.” V. Stallbaum, II. 455 · d—456 · a ; Burnet, 455 · d, 8—456 · a, 9

[ホオ・ノオモオトヘエテエース]) は、「防衛者たるにふさわしい男性を選抜するのとひとしく、防衛者たるに適し・能う限り男性と自然性質の等しい (ὁμοφυεῖς [ホオモオプヒユエーエイス]) 女性を選抜して、男性のもとに送るのでなくてはならない」とするのであるが、その目的は、——こうした男女が、「起居と食事とを共にし、誰ひとり、居住・食事を、私することがないのであるから、当然、すべて共同に (ὁμοῦ [ホオムウーウ]) 生活せざるをえないし、そして、身体鍛練の際にも、その他の生活面でも、すべて共同に交際している間に、自然によって植えつけられた・のっぴきならぬ欲求 (ἀνάγκη ἢ ἐμφύτος [アナアンケエー・ヘエー・エムプヒユトオス]。「愛という・のっぴきならぬ欲求」(ἐρωτικάί ἀνάγκαι [エロオーティカアイ・アナアンカアイ])) の力に動かされて、互いに交わらざるをえない」——その「必然」(ἀναγκαιᾶ [アナアンカアイアーア]) に、あるのである⁸⁹⁾。

iv) ところが、プラトーンは、「いったん交わったあとでは」として、「男女が互いに乱れて (ἀτάκτως [アタクトオース]) 交わること、ないしは、他の・いかなることであれ、これに類することを仕出かすのは、浄福な市民 (εὐδαιμόνες [エウダアイモオネエス]) からなる国家にあっては、自然が定めている法によって神聖とされた事柄 (ὄσιον [ホオスイオン]) でもなければ、統治者 [立法者] として許してもならない (οὐτ' ἐάσουσιν [ウテエースウスイン]) 事柄である」⁹⁰⁾、と規定している。

v) プラトーンは、この箇所では、上掲のとおり、〈婚姻外の交渉〉を、

α) 「自然が定めている法」に〈違反〉し、「国家」の定めている「法」に〈違反〉するものとして、〈禁止〉するのであるが、

β) 〈禁止〉の理由は、しかし、「立法者」(「統治者」) が前掲のようにして成立せしめる〈婚姻〉によらざる〈交渉〉にあっては、「鳥の種族」、「犬の種

89) 以上, "R." Stallbaum, II. 458 · c—458 · d ; Burnet, 458 · c, 6—458 · d, 5

90) "R." Stallbaum, II. 458 · d—458 · e ; Burnet, 458 · d, 8—458 · e, 1

族」, 「馬, および, その他の動物の種族」の場合とひとしく, 「国家」の「防衛者」という「種族」が, 「おそろしく, 劣化せざるをえない」(*πολύ … χεῖρον ἔσεσθαι* [ポオリュ・…クヘエーエイロオン・エセエストハイ]) という・いわば〈優生学〉上の法則に, おかれているのである⁹¹⁾。

vi) こうして, 上記の立言が, 〈婚姻外の交渉〉を, 「種族」・出生する「子」に視点をおいて, 「自然が定めている法」と, 「国家」が定めている「法」とにたいする〈違反〉として, 〈禁止〉するものであるのにたいし,

vii) プラトーンは, また, α) 他の箇所では, ——もとより, 「国家」の「防衛者」の〈婚姻〉を論ずる枠内に留まるとはいえ, ——「統治者 [立法者] が固く結び合わせたのでないため, 妊娠可能な年齢期の婦人と通ずる (*ἀπτηται* [ハアプテエータアイ]) にほかならぬ者」は, 「非嫡出 (*νόθος* [παῖς] [ノトホオス [・パーアイス]]), 私生子 (*ἀνίερος* [παῖς] [アニエロオス [・パーアイス]])。 「神聖とされざる子」) を, 国家に齎すものである, と断ぜざるをえない⁹²⁾, ——とするのであって,

β) この立言は, 「立法者」すなわち「法」に基づく〈婚姻〉による・「男性」の〈法益〉を規定し (その〈法益〉は, 「嫡出子」 (*γνήσιος* [グネエーシオス]) の〈父〉であることに, 表現される), 「法」に基づかずに〈婚姻外の交渉〉を行い・「通ずる」にすぎない「男性」には, 〈法益〉を拒否するものであり (その否認の表現が, 「非嫡出子」を「国家に齎らす」, である),

γ) それゆえ, 「国家」の「防衛者」の〈婚姻〉にかかわるとはいえ, それをこえて, 「市民」にたいする〈普遍性〉をも有する立言となっているのである。

viii) したがって, ここから〈帰結〉するのは,

—— α) あの「指輪」の力により, 「他人の家に入り込んで, 自分の好きな・

91) “R.” Stallbaum, II. 459 · b ; Burnet, 459 · b, 4–8

92) “R.” Stallbaum, II. 461 · b ; Burnet, 461 · b, 5–7

どの婦人とでも寝所を共にする者」は、

β) 「法」に基づく〈婚姻〉によらず、まさしく「通ずる」「男性」であつて、なんらの〈法益〉を有しないにも拘らず、

γ) 「法」に基づく〈婚姻〉上の〈法益〉を有する「男性」から、その〈法益〉という「利益」を、《獲得》している、ということである。——

オ) さらに、つぎに、「誰であれ手当り次第に、邪魔な人間を殺す」ことは、「殺さ」れる「人間」の「生命」という・当の「人間」の「存在」にとり〈最大〉の「利益」であるものを、「殺」す者が《獲得》することであるのは、言うまでもなく、

カ) そしてまた、「誰であれ手当り次第に、味方となる人間を牢獄から逃がす」とは、かかる〈拘束〉からの〈解放〉の《見返り》、——とりもなおさず、「自由」(ἐλευθερίᾱ [エレウトヘエリィアー])の《代償》の・ことごとく——という「利益」の《獲得》を、意味する以外の・なにものでもないのである。

バ) さて、そこで、以上に吟味された・「不正な人間」が「不正を働くこと」によって《獲得》する「利益」とは、

ア) i) 「生産」する「人間」の「労働」そのものであり、

ii) 「法」に基づく〈婚姻〉による〈法益〉であり、

iii) 「人間」の「生命」であり、

iv) 「人間」の「自由」の《代償》の・ことごとくであり、

イ) とりもなおさず、総じて、人によって「常時、行使／使用され、所有されるもの」、〈誰であれ人間に、密着しているもの〉、すなわち、各「市民」の《固有》の「取分」／「持分」(cf. 本稿・前出・22)、f) 以外のなにものでもないのである。

ウ) それゆえ、i) 「不正な人間」が、「不正を働くこと」によって、「正義を行う」人間が《獲得》する「利益」を、〈はるかに上回る〉「利益」を《獲得》するとは、実は、

ii) 「不正な人間」が、「不正を働くこと」によって、「正しい人間」から、「正しい人間」の「取分」を、《獲得》することに、ほかならない、としなければならない。

エ) なぜなら。 i) 言うまでもなく、「正義を行うこと」とは、「正しい人間」の「行うこと」と同義であり、

ii) しかるに、「正しい人間」とは、 α) 前掲によれば、——あの「指輪」さえなければ、——「正義を守りつづけ、他人のものには手を触れまい、手を出すまい、と意を決するにきまっている・金剛石にも似て志の堅い」人間であり、

iii) それゆえ、〈他〉の「正しい人間」の「取分」に「手を触れ」・「手を出すこと」の・《決してありえない》人間、

iv) およそ、「利益」を《獲得》することのない人間であってみれば、

v) 「不正な人間」が、「正しい人間」から、——その「取分」を〈超えた〉——「利益」を、《獲得》する、などということは、ありえない以上、

vi) 「不正な人間」が《獲得》する「利益」とは、もはや、ただ、「正しい人間」の「取分」であるほかは、ないからである。

c) さらにまた、ア) 上記のように、 i) 「正しい人間」が「利益」を《獲得》することは、《およそ、ありえない》、ということは、

ii) 「正義を行うこと」によって《獲得》される「利益」と、「不正を行うこと」による「利益」との間に、後者が前者を「はるかに上回って」という《比較》は、〈成立しえない〉ことであって、

イ) 言いうるのは、ただ一つ、 i) 〈本来〉「不正な人間」が、「不正な行い」によって、ないしは、

ii) 〈本来〉は「正しい人間」であるが、しかし、「指輪」ないし、これに類するものの力により、「自分ひとりきりになって法の力の及ばない場合」に「不正な人間」となった者が、「不正な行い」によって、

iii) 「正しい人間」の「取分」を、当の「不正な行い」の「利益」として

《獲得》する、——ということのみである。

d) しかしながら。プラトーンが、グラウコーンに、繰返して断言させているように、ア) i) 「人間は誰ひとりとして、好んで正しい人間になりたがるものではない」、なぜなら、「自分ひとりになって法の力の及ばない時には、人間は誰ひとり、善良な人間になるものではないから」であるとすれば、

ii) すなわち、「人類」の「自然本性」は、「万人」に、《必然に》、〈他人〉の「取分」を「追求」せしめずにはいないとすれば、

イ) それは、とりもなおさず、i) 「万人」が、〈ことごとく〉、「不正な人間」であり「不正を働く」、ということであり、

ii) 「不正な人間」によって自らの「取分」を《獲得》される「正しい人間」は、《存在しない》ことであるのは、言うを俟たない。

ウ) であるならば、「不正な人間」は、〈いかなる〉「人間」から、その「取分」を（「利益」として）《獲得》するのか——である。

e) だが、その点をたずねるに先んじて、既に上記・d), ア), ii) から、——‘*πλεονεξία*’とは、〈いかなる〉「不正」、ないし、「不正を働くこと」であり、〈いかなる〉《不平等》であるか——が、明らかになっている。すなわち、

ア) i) 既に見たとおり、「人類」の「自然本性」・「欲望を抱く能力」は、「人類」に、《必然に》、‘*πλεονεξία*’を「追求」せしめるものであった。

ii) しかるに、α) 〈同じ〉・「人類」の「自然本性」が、「人類」に、《必然に》、「利益」を、——とりもなおさず、〈他人〉の「取分」を、——「追求」させ、

β) それゆえ、〈他人〉の「取分」を《獲得》する〈行動〉を、「追求」させることは、前出・b), c) のとおりである。

イ) してみれば、i) 「人類」の「自然本性」が「人類」に「追求」せしめる‘*πλεονεξία*’とは、

ii) 上記・ア), ii), β) の・〈他人〉の「取分」を《獲得》する〈行動〉

以外には、ありえないのである。

ウ) その上、'πλεονεξιᾶ' は、「市民」〈すべて〉の「取分」を「平等」に〈防衛〉・〈保全〉する、という意味において、「取分」の「平等」を「尊重」する「力」である「法」にたいする〈違反〉であるのであった。

エ) それゆえ、'πλεονεξιᾶ' とは、 i) ——「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」として、

ii) 「不正」、ないし、「不正を働くこと」であり、

iii) かかることとして、上記の「法」にたいする〈違反〉たる《不平等》であるのである。——

f) そこで、——前出・d), ウ) に戻れば。——, 「万人」が「不正を働き」、とりもなおさず、'πλεονεξιᾶ' を犯す事態——とは、いかなるものであるのか。

ア) かかる事態のもとでは、 i) もはや、「取分」を《獲得する》ということとは、〈生起しえない〉。

ii) 《必然に》〈生起せざるをえない〉のは、

α) 「不正な人間」である「万人」が、

β) 〈互いに〉相手の「不正な人間」から、その「取分」を《獲得せんとして》、

γ) 《相争う》ことのみ、である。——

イ) この《闘争》の対象たる「取分」は、既に知ったとおり、 i) 「不正な人間」ではあれ、その誰しにも《密着》しているもの——とりわけ、「生命」、「労働」——であるからには、

ii) 〈生起〉する《闘争》は、まさに、 α) プラトーンの言う「国家内の争乱」(στάσις [スタスィス]) であり、

β) ないしは、ホブズが、「万人が万人に敵対する戦争」(「各人が各人に敵対する戦争」と呼ぶ事態に、ほかならない。——

g) 以上、本稿・22), 23) にわたって吟味し分析したところから、

ア) 『国政』・「第二編」において、「動詞」・‘πλεονεκτεῖν’ないし‘πλέον ἔχειν’を伴わず、しかも、ただ一度用いられているにすぎない「名詞」・‘πλεονεξιά’について、

イ) i) その概念が、本稿・前出・22), a), イ) に予記したとおりのものであることと、

ii) かかるものとしての‘πλεονεξιά’が、‘στάσις’の〈原因〉であることとが、

ウ) 〈立証〉されたのであり、

エ) こうして、一つには、本稿・前出・16), ア) (本『経済と経営』。第24巻・第4号。169 ページ) の課題は、果たされ、

オ) それゆえ、二つには、i) ‘πλεονεξιά’の概念と、それを‘στάσις’の〈原因〉とする立論とにあつて、

ii) プラトーンは、アルク्यूターースと軌を同じくする、——と結論することができるのである。

『プラトーンとアルクヒューターース』、完

81) a) プラトーンは、ア) 『法』の「第七編」から「第八編」にわたり、(もとより、これもまた、「立法」の対象である)「婚姻」の結果たる「出生した・男女の子ども」の「教育と養育と」にかんして、「アトヘエーナアイからの賓客」に、「立法」措置を開示させ、

イ) つづいて、「国政」の・他の部分にかかわる「立法」について立言せしめた (Stallbaum, II, 835・b-852・e) のち、

ウ) 「第九編」(853・d-882・c) にあつて、

i) 「神殿荒らし」にかんする「立法」、

ii) 「窃盗行為全般」にかんする「立法」、

iii) 「国家にたいする反逆行為」にかんする「立法」、

iv) 「現存の国家制度解体を目途した法破壊行為」にかんする「立法」を、論じさせるのにつづき、

b) ア) 上記の諸「行為」とひとしく「不正」を構成するが、しかし、〈人身〉にかか

わる「不正」にかんする「立法」，すなわち，

i) 「殺人行為」(φόνος [フホオノオス])にかんする「立法」，

ii) および，「傷害行為」(τραύματα [トラァウマァタァ]。「傷害行為に起因する諸身体機能障害」(πηρώσεις ἐκ τραυμάτων [ペエーロオーセエイシ・エク・トラァウマァトーン]。pl.; sg. 'πήρωσις' ([ペエーロオースィス]))にかんする「立法」についての立論に進ませ¹⁾，

イ) いったんは，——「もちろん，殺人行為が区分されるのひとしく，傷害行為をも区別しなくてはなりません。すなわち，故意によらざる傷害行為，激昂に起因する傷害行為，恐怖に起因する傷害行為，企図から発する限りでの・故意による傷害行為が，これなのです」²⁾，——と切り出させながら，

c) ア) 俄かに，「いや，それよりも先に，こうした傷害行為にかかわる・法の制定全般について，まぎれもなく大切な・つぎの事柄を，申しておかなくてはなりませんな。[1.] …」³⁾，と語り出さしめる・本稿・下記・e) の論述の〈結論〉は，「[14.] ならばこそ，次善の策として，命令すなわち法という道を，選ばざるをえないのです」⁴⁾，とされるものがあるが，

イ) しかし，論述の〈趣意〉は，——「[15.] ただし，命令・法の制定にあたっては，立法者は，肝要事に (ὡς ἐπὶ τὸ πολὺ [ホオース・エピイ・トオ・ポオリュ]) 目を向け瞳を凝らすにとどまり，なにもかもに目を向け瞳を凝らすことは不可能である，という限度を免れるものではありません。[16.] さきに申し述べました事柄は，もとより，その限度を示すためのものなのです」⁵⁾，と語られるところにあるのであり，

d) したがって，ア) 上掲につづいて，「[17.] さて，そこで，立法者としての私たちが命令しなくてはなりませんのは，他人の身に，傷害行為を働いた者，ないしは，なにかの損傷を加えた者が，どのような罰を支払うべきであるのか，あるいは，いかなる罪を償うべきか，であります」⁶⁾，と先行の主題に立ち帰ると直ちに，

イ) 「[18.] 申すまでもありませんが，つぎのやりとりの意味を，正しく理解することほど，たやすいことはありませんな。『あなたには，当の加害者が，いったい，いかなる傷害を，また，なに者に，また，いかにして，また，いかなる場合に，加えたのか，挙げることができますか。おできになりますまい。もっともなことですよ。これらの・一つ一つは，数え切れぬ数にのぼるからですし，しかも，互いに全く異なるからですな』。まぎれもなく，こうした諸点の判断は，ことごとく，裁判官たち(δικαστήριον [ディカァステューリイオイ])の手に委ねるべきでありますし，さもなければ，お手上げというものですな。… [19.] 先に挙げました・いずれかの観点から

する不正行為者が、いかなる罰金刑を課せられるべきか、いかなる運命がこの者を見舞うべきか、このことについて、立法者が裁判官たちに、なに一つ、委ねずに、自ら、それらの・大小ことごとくについて (*περὶ πάντων … μικρῶν καὶ μεγάλων* [ペエリイ・パ^ント^ン・…スミイクロ^ン・カ^イ・メ^ガア^ロン]), 法を制定するのは (*νομοθετῆσαι* [ノ^オモ^トヘ^エテ^エサ^イ]), まず不可能というものです⁷⁾、——と論旨が展開せしめられていくのである。

e) しかし、かかる〈趣意〉のもとに語られたとはいえ、前掲c), i) の〈結論〉をもつ・ア) の論述、——すなわち、「法」とは、〈なに〉であるか、の規定に導いていく論述 ([1.] ——[13.]) ——は、以下に記すとおりである。

「いや、それよりも先に、こうした傷害行為にかかわる・法の制定全般について、まぎれもなく大切な・つぎの事柄を、申しておかなくてはなりませんな。 [1.] それは、人間 (*ἄνθρωποι* [ア^ント^ッロ^ン・ポ^イ]) は、 α) 必ず (*ἀναγκαῖον* [ア^ナア^ンカ^イオン]), 法を制定し (*νόμους τίθεσθαι* [ノ^ムウス・テ^イト^ヘエ^スト^ハアイ]) なくてはならず、 [b.] 必ず、法にしたがって生きる (*ἕξει κατὰ νόμους* [ゼ^エン・カ^アタ^ア・ノ^ムウス]) のでなくてはならず、 [c.] そうでなければ (ἢ [エー]) 人間は、必ず、この上なく獐猛な野獣となんら異なるところがないものにならざるをえない、ということです。 [2.] ところで、必ず、法を制定し、法にしたがって生きるのではなくてはならないことの原因 (*ἡ αἰτία* [ヘ^エ・ア^イテ^イア]) ですが、それは、つぎのものなのです。すなわち、 [3.] 人間の・誰ひとりの自然本性も (*φύσις ἀνθρώπων οὐδενός* [フ^ヒユ^スイス・ア^ント^ッロ^ン・ウ^デノ^ス]), [a.] 人間が国政を確立する上に与って力ある事柄 (*τὰ συμφέροντα ἀνθρώποις εἰς πολιτείαν* [タ^ア・シ^ムフ^エロ^ンタ^ア・ア^ント^ッロ^ン・ポ^イス・エイ^ス・ポ^リイ^テイ^アン]) は、なにであるかを悟る (*γινῶναι* [グ^ノオ^ナイ]) に足りるもの (*ἰκανή* [ヒ^イカ^アネ^エ]) としては、造られて (*φύεται* [フ^ヒユ^エタ^イ]) いない、ということが、第一、 [b.] また、人間の自然本性は、それを悟ったにしましても、国政を確立する上にいちばん役に立つ事柄 (*τὸ βέλτιστον* [ト^オ・ベ^エル^テイ^スト^ン]) を、いつも必ず、行うこと (*πράττειν* [プ^ラア^ツテ^イン]) ができる (*δύνασθαι* [デュ^ナア^スト^ハア^イ]) に足りるものとしては、造られていない、ということが、第二、 [c.] そしてまた、その・いちばん役に立つ事柄を、いつも必ず、行おうと意志する (*ἐθέλειν* [エ^トヘ^エレ^イン]) に足りるものとしては、造られていない、ということが、第三、であります。 [4.] ならば、人間の自然本性が、いま挙げました点に、足りるものとしては、造られていない証拠は、な

にか、と申せば、[5.] 第一に。[a.] 国家を運営する技術(πολιτικὴ τέχνη [ポオリイ・テイクエー・テェクフネエー]。「国政」), しかも, 真正な・その技術(ἀληθῆς [τέχνη [アレエートヘエース [・テェクフネエー]]) が, 必ず(ἀνάγκη [アナアンケエー]) 心を配らなくてはならないのは, 個人の利益(τὸ ἴδιον [トォ・イディオン]) ではなくて, 共同の利益(τὸ κοινόν [トォ・コイノオン]) である, ということが, 人間の自然本性にとって悟り難いところに, 証拠の一つ目があるのですし, — [b.] では, どうして, このように心を配らなくてはならないのか, と申せば, 共同の利益[の追求]は, 国家の市民(αἰ πόλεις [ハアイ・ポォレイス]) を, 融合させ(συνδεῖ [シユンデエーエイ]), 個人の利益[の追求]は, 国家の市民を, 分裂させる(διασπᾶ [ディアスパァァ]), という理由によるのです。— [6.] そして, 加えて, [a.] 共同の利益[の追求]が, 個人の利益[の追求]よりも優先させられれば(ἢν τὸ κοινὸν τιῆται καλῶς μᾶλλον ἢ τὸ ἴδιον [エーン・トォ・コイノオン・ティトヘエエタァイ・カァロォォス・マァァアルロオン・エー・トォ・イディオン]), [b.] 共同のもの[国家]にとっても, 個人にとっても, すなわち, 両者とともに(τοῖν ἀμφοῖν [トォォイン・アムプホォォイン]), 利益が齎される, ということが, 人間の自然本性にとって悟り難いところに, 証拠の二つ目があるのです。[7.] 証拠の・さらに第二は。[a.] 万が一, 人が, 国家の運営の技術[国政]は, まさしく, さきほど申したとおりのものである, と悟ることができたにしましても, [b.] しかし, 後日, ほかの・なんびとにも責任を負わなくてよい者, 絶対専制権力の保持者として, 国家の支配を行うことになったとします場合には, [c.] 人が, 当の・自分が悟った信条を守り通すことなど, 決して, ありえませぬし, とりわけ, 生涯を通じ, 当の国家の内部で, 個人の利益が共同の利益の^(あと)後につき従い, 共同の利益が個人の利益の^(きき)先に立つ, というようにして, 共同の利益を^(はぐく)育み育てていくことなど, 断じて, あるはずがなく, [d.] いな, それどころか, 逆に, 死すべきものとしての人間の自然本性(ἡ θνητὴ φύσις [ヘホー・トフネエーテエー・プヒユスイス]) は, [e.] 人を, 他人の取分から, 他人の取分と等しかるべき・自分の取分以上のものを, 取得すること(πλεονεξία [プレオンエキシア]) と, 私利の追求(ἰδιοπραγία [イディオプラギア]) とへ, いつも必ず, 駆り立てずにはおかないのであって, 証拠の第二は, このところにあるのです。[8.] そして, このように駆り立てずにはいないのは, 人間の自然本性が, 理性能力とは無縁に(ἀλόγως [アロォゴォース]), 苦しく・辛い身の上(λύπη [リュペエー]) を回避し(φεύγουσᾶ [フェウグウサァー]), 満ち足りて・快い身の上(ἡδονή [ヘエードォネエー]) を追求する(διώκουσᾶ [ディオクウ

サー])のものであるからですし、[9.]そしてまた、ですから、人間の自然本性は、「共同の利益」の・「個人の利益」にたいする「優先」という]より正しい事柄 ($\tau\acute{o}$ $\delta\iota\kappa\alpha\iota\omicron\tau\acute{\epsilon}\rho\omicron\nu$ [トォ・ディカアイオテエロオン]), したがって、「国家」の「市民」の「融合」と、および、「国家」と「個人」との「両者」に、「利益が齎される」という]より有利な事柄 ($\tau\acute{o}$ $\acute{\alpha}\mu\acute{\epsilon}\iota\nu\omicron\nu$ [[トォ・] アメエイノオン]) とをさしおいて、苦しく・辛い身の上の回避と、満ち足りて・快い身の上の追求という・この両者の方を、優位におかすにはいないのであって、[10.] その結果として、人間の自然本性の中で余すところなく仕上げられた・ありとあらゆる災禍の暗闇が、人間の自然本性自らと国家全体とを、隅々まで埋め尽さないではおかないのです。[11.] もっとも、ひょっとして、人が、神慮のおかげで、人間として自然から授かった能力 ($\acute{\alpha}\nu\theta\rho\omega\pi\omega\nu$ $\phi\acute{\upsilon}\sigma\iota\varsigma$ [アントフロオーポーン・プヒユスイス]) の上で、十分な能力をそなえた者 ($\iota\kappa\alpha\nu\acute{o}\varsigma$ [ヒイカアノオス]) として生みなされたところから、さきに挙げました・さまざまな「国政」の「確立」に「与って力ある」] 事柄を、理性能力 ($\nu\omicron\upsilon\varsigma$ [ヌウーウス]) によって突き止めること ($\mu\alpha\rho\alpha\lambda\alpha\beta\epsilon\acute{\iota}\nu$ [パアラアラベエーイン]。‘ $\mu\alpha\rho\alpha\lambda\alpha\mu\beta\acute{\alpha}\nu\epsilon\iota\nu$ ’ ([パアラアラムバアネエイン]) の・「アオリスト」・「不定法」形) ができるとしますれば、人は、わが身を支配すべき法 ($\nu\acute{o}\mu\omicron\iota$ … $\omicron\iota$ $\acute{\alpha}\rho\chi\acute{o}\nu\tau\epsilon\varsigma$ $\acute{\epsilon}\alpha\nu\tau\omicron\upsilon$ [ノオモオイ・…ホオイ・アルクソオンテエス・ヘエアウトウーウ]) を、なんら必要とせずに、済ますことができるのです。[12.] なぜなら、[a.] いかなる法 ($\nu\acute{o}\mu\omicron\varsigma$ [ノオモオス]), すなわち、いかなる命令 ($\tau\acute{\alpha}\xi\iota\varsigma$ [タァクスイス]) にせよ、理性能力によって突き止められた知見 ($\acute{\epsilon}\pi\iota\sigma\tau\acute{\eta}\mu\eta$ [エピイステエーメエー]) にまさる力をもつもの ($\kappa\rho\acute{\epsilon}\iota\tau\tau\omega\nu$ [クレイットォーン]) では、ないからでありますし、[b.] それにまた、理性能力というものは、その本性にしたがって ($\kappa\alpha\tau\grave{\alpha}$ $\phi\acute{\upsilon}\sigma\iota\nu$ [カアタァ・プヒユスイン]), 真正で ($\acute{\alpha}\lambda\eta\theta\iota\nu\acute{o}\varsigma$ [アレートヒイノオス]) ・自由な ($\acute{\epsilon}\lambda\epsilon\acute{\upsilon}\theta\epsilon\rho\omicron\varsigma$ [エレエウトヘエロオス]) 理性能力である場合には、いつも、いかなるものの従者 ($\acute{\iota}\pi\acute{\eta}\kappa\omicron\omicron\varsigma$ [ヒユペエーコオオス]) でもなければ、奴隷 ($\delta\omicron\upsilon\lambda\omicron\varsigma$ [ドゥーウロオス]) でもなくて、あらゆるものに力のまさる支配者 ($\acute{\alpha}\rho\chi\omega\nu$ [アルクホォーン]) であるのが、当然の事柄だ ($\theta\acute{\epsilon}\mu\iota\varsigma$ $\acute{\epsilon}\sigma\tau\iota\nu$ [トヘエミス・エスティン]) からなのです。[13.] しかしながら、こうした理性能力に恵まれた人間は、徐々に現われてくるほかなく、今のところは、いずこを見ても、その影も、見当りません。[14.] なればこそ、次善の策として ($\tau\acute{o}$ $\delta\epsilon\acute{\upsilon}\tau\epsilon\rho\omicron\nu$ [トォ・デエウテエロオン]), 命令すなわち法 ($\tau\acute{\alpha}\xi\iota\varsigma$ $\tau\epsilon$ $\kappa\alpha\acute{\iota}$ $\nu\acute{o}\mu\omicron\varsigma$ [タァクスイス・テエ・カアイ・ノオモオス]) という道を、選ばざるをえないのです。[15.] ただし、…」⁸⁾。(括弧内補完は、引用者による) —

f) ア) 上掲の論述の分析は、本稿で、あらためて、『国政』における《社会的分業》論を逐一吟味したのちに、その〈論理〉との連関で、施されることになる。

イ) いまは、必要な点のみ示せば、

以下のとおりである。

ウ) 「人間が国政を確立する上に」、**「いちばん役に立つ事柄」**を含み、**「与って力のある事柄」**([5.], [a], [b.]; [6.], [a.], [b.]; [7.], [b.], [c.]) を、

i) α

β) 「いつも必ず、行うことができる」こと、

γ) 「いつも必ず、行おうと意志する」ことを、

ii) 「人間の自然本性」は、**《なし得ない》**のであり、

エ) そして、**《なし得ない》**ことの**《根拠》**は、

i) 「人間の自然本性」が、——「人間」の・三つの「根元性質」のうち——「欲望を抱く能力」以外のものではなく、

ii) 「国家」の内部にあって、「個人の利益」を、「共同の利益」に「優先」させて、「追求」するものであり、

iii) 〈根本にあっては〉、「理性能力に無縁に」、

iv) α) 「苦しく・辛い身の上を回避し」、

β) 「満ち足りて・快い身の上を追求するもの」であって、

iii) それゆえ、「人」を、 α) 「他人の取分から、他人の取分と等しかるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」と、

β) 「私利の追求」とへ、

γ) 「いつも必ず、駆り立てずにはおかない」ものであるところに、ある。——

g) これにたいし、ア) 「国政」の「確立」の**《要件》**は、

i) 「市民」各人の「真正で・自由な理性能力」が、上記・f), ウ) の・「人間が国政を確立する上に与って力ある事柄」を、

ii) α) 「突き止め」て、「知見」として有し、

β) 同時に、その「知見」を、「いつも必ず行うことができ」、かつ、「いつも必ず、行おうと意志する」こと、——である。

イ) そして、この**《要件》**さえあれば、i) 「力」である「命令」すなわち「法」は、——「国政」を「確立」する「道」として、——「なんら必要とせず」、とされるものにはすぎない。

ii) なぜなら。「真正で・自由な理性能力」は、「あらゆるものに力のまさる支配者」

であって、

iii) それゆえ、 α) かかる「力のまさる支配者」たる「理性能力」によって「突き止められた」「知見」は、

β) 「いかなる命令・法」にも「まさる力をもつもの」であるからである。

h) だがしかし、ア) 「今のところは、こうした「理性能力」に恵まれた「市民」は、存在しては、いないのであって、

イ) 「なればこそ、次善の策として、命令、すなわち、法という道を、選ばざるをえない」のである。——

エ) 以上の・プラトーンの立論によってみると、「法」とは、i) 「国政を確立する」《要件》でなければならず、

ii) したがって、「真正で・自由な理性能力」に《代る》・「力」をそなえた「命令」である。

iii) 詳言すれば、 α) 「立法者」が「真正」かつ「自由」な「理性能力」によって「突き止め」て、「国政」の「確立」に「有効」である、とする「知見」を形づくる「事柄」を、

β) 「立法者」が「国家が有する力」により、「市民」たるべき人間のすべてに、「命令」することである。

オ) ゆえに、i) α) 「立法者」の「真正で・自由な理性能力」——「あらゆるものに力のまさる支配者」たる「理性を使用する能力」——が、

β) 「国家の有する力」としての「命令」となったものが、「法」であり、

ii) すなわち、 α) 「市民」たるべき人間の「自然本性」——「苦しく・辛い身の上」を「回避」し、「満ち足りて・快い身の上」を「追求」する「自然本性」を、

β) それゆえ、「他人の取分から、他人の取分と等しかるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」と「私利」とを「追求」する「自然本性」を、

γ) また、「個人の利益」を、「共同の利益」に「優先」させる「自然本性」を、

δ) 「支配する」「力」となり、

ϵ) とりもなおさず、「正義」を「行う」「力」となったものが、

iii) 「法」なのである。——

キ) なお、付言すれば。i) 「立法者」の「理性能力」とは、「国政」の「確立」に「与って力のある事柄」という〈最肝要事〉に「目を向け瞳を凝らし」、これを「突き止め」て「知見」を獲得する能力なのであって、

ii) それゆえ、例えば「傷害行為」について、〈量刑〉との関係で、——「いかなる傷

害」が、「なに者」に、「いかにして」、「いかなる場合に」、加えられたのであるか、——その「なにもかもに目を向け瞳を凝らす」ことは、「これらの一つ一つが、数え切れぬ数にのぼり」、「互いに全く異なる」ものであるからには、「裁判官」の〈審理〉に「委ね」られるべきものであり、「立法者」の「理性能力」にとって「不可能」事に属するもの、とされるのである。

iii) 上記・i), ii) の理由で、プラトーンは、さきに記した論述の〈趣意〉は、——「立法者」の「理性能力」の「限度」を示すところにある、——とするのである。

1) Πλάτων : “Νόμοι.” “L.” IX. Stallbaum, III. 874 · e ; Burnet, 874 · e, 3, seqq.

2) “L.” Stallbaum, II. 874 · e ; Burnet, 874 · e, 5-7

3) “L.” Stallbaum, II. 874 · e ; Burnet, 874 · e, 7-8

4) “L.” Stallbaum, II. 875 · d ; Burnet, 875 · d, 3-4

5) “L.” Stallbaum, II. 875 · d ; Burnet, 875 · d, 4-6

6) “L.” Stallbaum, II. 875 · d ; Burnet, 875 · d, 6-7

7) “L.” Stallbaum, II. 875 · d-876 · a ; Burnet, 875 · d, 7-876 · a, 3

8) “L.” Stallbaum, II. 874 · e-875 · d ; Burnet, 874 · e, 7-875 · d, 6

83) プラトーンは、グラテウコーンに、「放埒の許容」の好例として、つぎの説話を述べさせている。その大意を記せば。——

リュディア人・ギュゲース (Γύγης ὁ Λυδός¹⁾ [ギュゲース・ホオ・リュドオス]) の先祖が、その頃の・リュディアの王に家畜番として働いていた折の・ある日のことであつた。野を雷雨はげしく襲い、大地おおいに震えて、地面裂け、足許にぱっくりと割れ目が生じた。家畜番が、それへ入って、怪しみながら下っていくと、見たこともない物のあいだに、青銅の馬が立っており、中は空洞で、扉がついていた。扉越しに中を覗くと、ただ一つ、人間より大き目の屍があり、手に黄金の指輪をはめていた。家畜番は、その指輪を抜き取り、穴の外へ出た。月に一度、王に家畜の様子を報告するための・定例の・家畜番仲間の集まりに、指輪をつけて出た折、気が付いたのは、たまたま、指輪を自分の方へ、手の内側へ回したところ、回すと同時に、己れの姿が同席の者たちに見えなくなり、並居る者は、家畜番が席を立てってしまったかのように、話し合う、ということであつた。われながら驚いて、今度は、指輪を撫でながら外側へ転ずると、転ずるに応じて、自分の姿が現われるのであつた。これに気付いた家畜番は、あらためて、指輪にそうした力があるのかどうかを、ためしてみると、案の定、回し方にしたがって、自分の姿が、消え、また、出てくるのであつた。このことを確かめると家畜番は、王の許への報告係になりすまし、王宮に忍び込んで、王

妃を誑し込み、女と共に王を襲ってこれを殺害し、統治権を手に握ったのであった。

——“R.” Stallbaum, II. 359 · d-360 · b ; Burnet, 359 · d, 1-360 · b, 2

1) ギュゲュースは、リュディアの王・カンダテウレスの寵臣であったが、王を殺し、王位を奪った、と伝えられる。

なお、「ギュゲュース」は、「古典ラテン語」では、「ギューゲュース」(Gýgēs)と、'y'が、「長音」で発音されたが、現在では、正しく、「短音」で発音される。